第三編 中世

1、文書資料

一　北条時宗下知状

秋田藩家蔵文書赤坂文書
秋田県立秋田図書館蔵

坂路八郎光信法師法名行円与同大炊助光行法師法名相論陸奥国石河庄蒲田村事

右対決之処、両方申詞枝葉雖レ多、所詮如二行円申一者、祖父光盛法師承元三年譲二九箇村坂地、千石、富沢、谷俣、都賀、河部、給当、堤、廻谷、於嫡子光重法師法名香阿、行円父、畢、而如下嘉禎四年光盛法師遣二香阿許一之状上者、廻谷許悔二返之一、給二三郎一畢、余村者、任二先譲状一云々、然者残八箇村者、且依二彼状一、且守二承元状一、香阿之進退也、縦雖レ有二其中門之状一、不レ足二証拠一云々、如二光蓮申一者、極楽寺殿御時、光蓮所レ帯光盛譲状与行円所レ進同契状御披見之処、理非懸隔之間、不レ及二問注一、光蓮蒙二御成敗一之上者、不レ及二子細一云々、爰如下行円所レ進光盛承元三年十一月十三日与二香阿一状上者、譲二渡石河庄富益方村一之事云々、如二光盛答香阿十月十日状一者、廻谷村許者行避勢可レ給候、於二余村一者、殿仁進勢志任二譲状一天和殿之計候云々、以二和字一、模二漢字一、如下香阿正元々年十二月五日給二行円一状上者、譲二渡蒲田一事云々、如下光蓮所レ進光盛法師嘉禎三年十月十日譲二光時一行円兄、状上者、蒲田村者、譲二光時一畢、自二二歳一依レ養也、但所労之時、父之譲仁雖レ載レ之、隔仁天依レ有レ天、父書遺志天給畢云々、以二和字一、模二漢字一、如下光時建長六年十月十三日譲二光蓮一状上者、雖レ先二立于父一、任二祖父之譲一、相二副文書一天、蒲田村者譲二大炊助一畢、蒲田村内吉田屋敷仁田壱町副天、譲二鎌倉娘一畢云々、同如二極楽寺殿弘長元年三月廿二日御下知状一者、光行与光信相論蒲田村事、光盛返状者悔二返当村一之由、不レ載之上契状也、然者任二光盛嘉禎譲等、光時建長手継状等一、光行可レ領二知蒲田村一、除女云々、於二外余村一者、可レ任二先譲状一之由、光盛法師載二十月十日状一之上、帯二香阿譲状一之間、可レ預二裁許一之旨、行円雖以二十月十日状一、輒難レ破二光蓮備進嘉禎譲状一歟、然則任二極楽寺殿御下知状一、於二蒲田村一者、光蓮之領知不レ可レ有二相違一之状、如レ件、

文永二年八月廿三日　　平（北条時宗）（花押）

解説　文永二年（一二六五）北条時宗が石河坂路光信とその叔同光行との石河庄蒲田村をめぐる相論を裁決し、光行の領知を認めた下知状。この文書によれば、当時石河庄は北条得宗（惣領）が総地頭職を掌握し、その御内人である石河氏が所領を宛行われていたことになる。承元三年（一二〇九）

光盛（光信の祖父）が嫡子光重に譲った九か村には堤・給当の二村が含まれている。おそらくこの二村は平安時代から石川氏の領地であり、さらに広く矢吹町の地域の大部分が石河一族の支配下にあったとみてよいであろう。

二　関東下知状

熱海白川文書
古川市熱海孫十郎氏蔵

□(令)レ令二早結城摂津守盛広領知一陸奥国白河庄□富沢・真角・大和久・葉太・大田河・跌増・赤丹沢等郷、田中・鈎尾・飯土用・深谷等村地頭職事、

□(知)二申状一者、去年十一月十二日富沢郷宿所炎上之刻、彼譲状文等紛失云々、爰如二白河上野前司宗広今年(文保二)正月□請文一者、当所等相伝知行無二相違一、且去年十一月十二日盛広□炎上之条、無二異儀一調度・証文等紛失之由、承レ之云々起請詞略レ之者、□(令)及二子細一、早守二先例一可レ令二領掌一之状、依レ仰下知如レ件、

文保二年二月十六日

相模守平朝臣(北条高時)（花押）
武蔵守平朝臣(北条貞顕)（花押）

解説　文保二年（一三一八）鎌倉幕府が白河庄富沢以下の郷村に対する結城盛広の領知を認めた下知状。矢吹町に属する大和久郷が白河庄の内として結城氏の所領であったことがしられる。

三　陸奥国司下文写

結城古文書写
国会図書館蔵

下

陸奥国石河庄中畠郷内、大夫入道内田畠在家事、

和知次郎重秀

右所二宛行一也、任二先例一可二領知一之状如レ件、

建武元年六月廿五日

解説　建武元年（一三三四）「中興」政府の陸奥国司が石河庄中畠郷の大夫入道内田在家に対する和知重秀の領知を認めた文書。

中畠（中畑）の地が以前から石河庄の内となっていたことがしられる。和知重秀は結城氏の家人。

四　陸奥国宣案

結城文書
浦和市結城錦一氏蔵

(北畠顕家)
御判

白河郡内摂津入道々栄跡(除二大和久郷一)事、為二勲功賞一、可レ被二知行一者、依二国宣一、執達如レ件、

建武二年九月廿四日　右近将監清高奉

上野入道殿

解説　建武二年（一三三五）、陸奥守北畠顕家が結城盛広（摂津入道）の所領を同宗広（上野入道）に恕功の賞として宛行った国宣。盛広は、宗広の伯父結城惣領の広綱の子であるが、建武新政府に敵対して所領を没収されたものとみられる。ただし、大和久は宗広への行賞に含まれていず、その領有関係は不詳である。

五　陸奥国宣

結城神社古文書
津市結城神社蔵

（北畠顕家）
「花　押」

白河・高野・岩瀬・安積郡、石河・田村庄、依上・小野保等検断事、可下令二奉行一給上者、依二国宣一執達如レ件、

建武二年十月廿六日　右近将監清高奉

結城参河前司（親朝）　殿

解説　宗広の長男結城親朝に白河以下の諸郡庄保の検断の奉行を命じた国宣。検断はその地域の刑事犯の検察・処断を行うことで、本来守護・地頭の権限である。結城白川氏はこれによって安積以南に対する支配権を強める足がかりをえた。大部分が石川庄に包括された矢吹地方も当然その傘下に入る。なお、文和二年（一三五三）正月にも結城親朝が白河・石川以下八郡の検断職に任ぜられている。

六　結城白川氏建武二年以前新恩所領注文

楓軒文書纂白河証古文書
内閣文庫蔵

一建武二年以前新恩所領注文

石河庄中畠・松崎両郷　建武元年四月六日　国宣

金原保建武二年十月五日綸旨

白河庄内金沢之郷　同日　同前

依上（不知行）　同日同前

白河庄内上野民部五郎跡、同七郎跡、同彦三郎祐義跡、同左衛門太夫（つつ）広光之跡、同三郎泰重跡、同七郎朝秀跡、同弥五三郎左衛門尉女子跡、

建武二年十月一日以　国宣拝領ス、

同年十一月十五日重被レ成二下官符一、

岩城郡内大須賀二郎入道跡　建武二年五月十二日　国宣

同七戸　同年三月十日　同前

同九戸　元弘三年十二月十八日同前

高野北方内

富岡一分、小貫、野手嶋、紙石、大畠

玉野、　印野、堤

以上八ケ村

彼所々者建武二年中先代与同之欠所、伊達一族拝二領之一、而令二相伝一、金原保内披(篠甫)保郷以下当レ知二行之一、爰彼本主等於二京都一、為二門真左衛門入道、飯尾修理進入道、雑賀隼人入道等奉行一訴訟在二奉書一之間、依上以下不知行之所領等渡二給之一後、可レ避二渡彼村々一、当知行之地者被レ渡二于人一、不知行之地者於レ不二渡給一者、□者等可レ及二餓死一之条、難堪之由、以二代官一依レ令二番申一、有二其謂一之旨御沙汰最中也、然ハ可本主等者違犯国令レ申二子細一者、可レ為二曲事一、両様(カ)之間、不レ可レ及二御沙汰一者也、

同南方内

山本　手沢

以上二ケ村、於二京都一御沙汰之条、子細同前、

「右一通仙台白河家蔵」

解説　石河庄中畠・松崎両郷が、建武元年（一三三四）四月の陸奥国宣によって結城白川氏に与えられたことが記されている。

松崎は現在の中島村のうちである。

七　石河義光若党屋葺川頼道軍忠状

角田石川文書
宮城県図書館蔵

石河七郎義光打死若党屋葺川弥平二頼道申軍忠事

右義光、去年八月以来、度々御合戦致二忠勤一、及二鎮西一御共仕、湊河合戦尽レ忠、去六月五日山門西坂本御合戦為二御共一、於二地蔵堂前一右義光打死仕了、仍河津彦六以下所レ令二存知一候上也、然者早賜二御証判一、欲レ備二子孫等明鏡一、以二此旨一可レ有二御披露一候、恐惶謹言、

建武三年七月　日　頼道

進上　御奉行所

(証判)(高師直)
「（花押）」

解説　屋葺（矢吹）川頼道が主人石河義光の軍忠を足利方に申告し、これに対して高師直が証判を与えたもの。頼道が石河義光の若党となっていることは、矢吹の地が石河庄であった証跡となろう。文字は異なるが、矢吹の名の史料にみえる最初である。

八　散位某奉軍勢催促状

彰考館本結城大蔵家蔵文書

凶徒誅伐事、早馳参、可レ被レ致二軍忠一之条、依レ仰執達如レ件、

観応二年五月五日　散位（花押）

石川中畠孫四郎殿

解説　石川中畠孫四郎に対する足利方の観応二年（一三五一）の軍勢催促状。足利尊氏の動員令を奉じて発給された奉書の

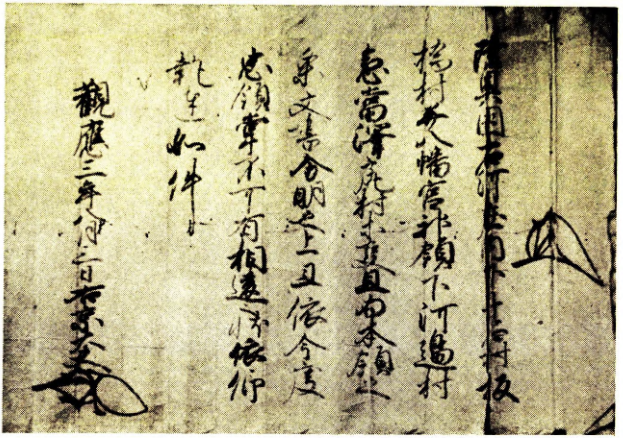

九　足利尊氏袖判吉良貞家奏書　観応三年（1352）八月三日
川辺八幡神社蔵　　玉川村

形式を採っている。このとき、孫四郎が中畠の地を領有しているとすれば、すでに石川一族の所領であった中畠の地が、建武新政で結城方の手に移り、まもなく再び石川中畠氏のもとに帰したことがしられる。なお、板橋文書にも本号の写が収められている。

九　足利尊氏袖判吉良貞家奏書

（足利尊氏）（花押）

川辺八幡神社文書
石川郡玉川村川辺八幡神社蔵

陸奥国石河庄内下千石村・板橋村并八幡宮神領下河辺村・急当・沢尻村等事、且為二本領一之条、文書分明之上、且依二今度忠一、領掌不レ可レ有二相違一之状、依レ仰執達如レ件、

観応三年八月三日　（吉良貞家）右京大夫（花押）

解説　観応三年（一三五二）奥州管領吉良貞家が足利尊氏の命を奉じて下千石村以下を安堵した文書。宛所は欠けているが、石川板橋氏であろう。急当は矢吹町の久当山あたりの地区である。

一〇　足利義詮感状

皆川文書
栃木県下都賀郡皆川村皆川庸一氏蔵

去月廿七日、奥州石河庄内行方野合戦之時、若党等或討死、或被レ疵之由、尾張式部大夫宗義所二注申一也、神妙弥

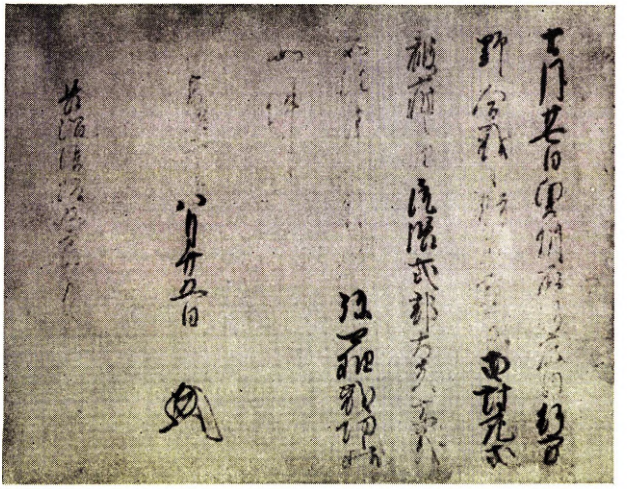

一〇　将軍足利義詮感状貞治六年（1367）皆川庸一氏文書　栃木県下都賀郡皆川村

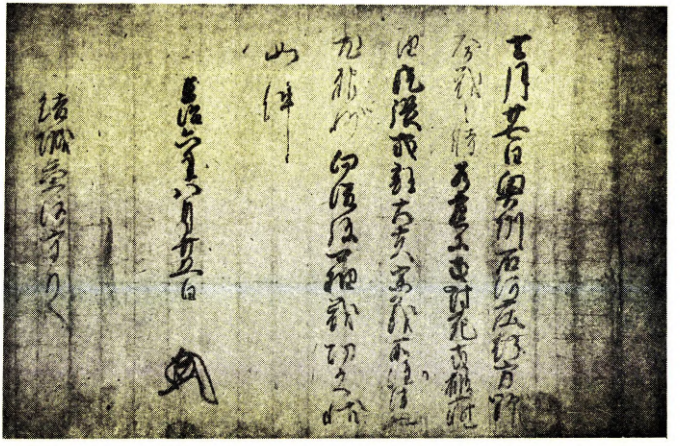

二　将軍足利義詮感状貞治六年（1367）結城神社文書　三重県　津市

可レ抽二戦功一之状如レ件、

貞治六年八月廿五日　（足利義詮）（花押）

長沼淡路(宗秀)五郎殿

解説　貞治六年（一三六七）七月、長沼宗秀が吉良貞家の子治家を行方野に討った功に対する足利義詮の感状、次号文書も全く同じ内容。結城小峯朝常（参河守）もこれに参加したのである。行方野は矢吹町東部、三城目から中畠・滑津にわたる矢吹原の旧名。尾張式部大夫宗義は斯波棟義。

一一　足利義詮感状

結城神社文書
津市結城神社蔵

去月廿七日、奥州石河庄行方野合戦之時、若党等或討死、或被レ疵之由、尾張式部大夫宗義所二注申一也、尤神妙、向後弥可レ抽二戦功一之状如レ件、

貞治六年八月廿五日　（足利義詮）（花押）

結城参河守殿

一二　結城顕朝譲状写

白河古事考巻之三

譲与　所領等事

一陸奥国白河庄南方知行分

一同国同庄摂津前司(結城親光)入道道栄跡

一同国高野郡

一同国石河庄内郷々村々

一同国宇多庄

一同国津軽田舎郡内河辺桜葉郷

一下総国結城郡

一下野国中泉庄内二階堂下野入道跡
同下総入道跡

一同国寒河郡内知行分郷々

一出羽国余部内尾青村・清河村

一同国狩河郷内田在家

一京都屋地　四条東洞院

一参河国渥美郡内

野田郷・高足郷・細谷郷・大岩郷・若見郷・赤羽郷・弥熊郷・吉胡郷・岩崎郷・牟呂郷・草間郷

右於二彼所領等一者、相二副手続証文一、所レ譲二与千代夜叉丸(結城顕朝)一也、不レ可レ有二他妨一、為二後日一譲状如レ件、

応安二年六月十九日　顕朝　花押

解説　応安二年（一三六九）、結城白川顕朝が同満朝に与えた所領譲状。「石河庄内郷々村々」の内容は不明であるが、参考までに掲げた。

一三　小笠原清順譲状　小笠原文書　東京大学史料編纂所蔵

譲与　所領等

子息次郎長秀

壱所　甲斐国原小笠原庄惣領職

壱所　同国石田郷

壱所　同国八代庄知行分（比丘尼浄契一期之後可知行之、）

壱所　同国塩田郷（小笠原政康）土用犬丸可知行之、

壱所　同国宮原村

壱所　信濃国（伊那郡）伊賀良庄

壱所　同国嶋立郷（筑摩郡）

壱所　同国浅間郷（筑摩郡）

壱所　同国塩尻郷（筑摩郡）小次郎長将可知行之、

壱所　同国福地郷（伊那郡）

壱所　同国片切郷（伊那郡）折中分（小次郎長将可知行之、）

壱所　同国田嶋郷（伊那郡）折中分（土用犬丸可知行之、）

壱所　同国沓沢郷（佐久郡）之後可知行之、（比丘尼浄仙一期）

壱所　讃岐国塩飽嶋

壱所　上総国姉崎保

壱所　陸奥国石河庄

壱所　信濃国小嶋田郷（更級郡）土用犬丸可知行、

壱所　同国二子郷（筑摩郡）折中分

壱所　京都屋地矣

右所領者、相副御下文幷代々手統証文等一、所譲与長秀也、不可有他妨、所領内為尻付於他者土用犬・小次郎長将可令知行之、不可遂乱煩、彼等無男子者、可長秀知行、若長秀無男子者、舎弟土用犬丸可譲与、敢不可譲他人、仍為後日、以自筆所譲状如件、

永徳三年二月十二日　（小笠原長忠）清順（花押）

（付箋）「従清順長秀江譲状」

解説　永徳三年（一三八三）小笠原清順が石河庄を子息長秀に譲った文書。小笠原氏と石河・結城白川氏との領主権の関係については明らかでない。

一四　畠山国詮書下状案　川辺八幡神社文書

陸奥国石河庄八幡宮神領河辺村・急当村・沢尻村、并同国会津河沼郡内佐野村等事、任安堵及御寄進等之旨、領掌不可有相違之状如件、

至徳元年六月十五日　（畠山国詮）修理大夫　御判

石河板橋左京亮殿

解説　至徳元年（一三八四）畠山国詮が急当村など石川庄八幡宮（川辺八幡）神領を安堵した文書。畠山氏はもと奥州管領であったが、当時は二本松に移り、南奥州に対してかつての管領権の行使をはかっていたものとみられる。

一五　足利満貞書下　熱海白川文書

陸奥国白河庄・高野郡・宇多庄・石川庄内当知行地等事、如レ元不レ可レ有二相違一之状如レ件、

応永七年四月八日　（足利満貞）（花押）

（結城直朝）白河兵衛入道　殿

解説　応永七年（一四〇〇）足利満貞が石川庄などの当知行地（現実に知行している土地。不知行地に対する語）を結城白川満朝に安堵した文書。満貞は関東公方足利満兼の弟で、応永六年兄弟の満直と共に奥州に下向した。満貞は岩瀬郡稲村に、満直は安積郡篠河（笹川）にそれぞれ館を構えたので、稲村公方、篠河公方とよばれている。

一六　結城満朝譲状写　白河古事考巻之三

譲与所領等事

一陸奥国白河庄南方知行分

一同国同庄摂津前司入道道栄跡

一同国高野郡

一同国石河庄内郷々村々

一同国宇多庄

一同国津軽田舎郡内河辺桜葉郷

一下総国結城郡

一下野国中泉庄内二階堂下野入道跡

同下総入道跡

一同国寒河郡内知行分郷々

一出羽国狩河郷内田在家

一同国余部内尾青村・清河村

一京都屋地　四条東洞院

一参河国渥美郡内

野田郷・高足郷・細谷郷・大岩郷

右於二彼所領等一者、相二副手継証文一、所レ譲二与氏朝一也、不レ可レ有二他妨一、為二後日一譲状如レ件、

応永二二年十月廿一日　　満朝　花押

解説　応永四年（一三九七）結城白川満朝が氏朝に与えた譲状。さきの顕朝譲状と比較して、出羽国・参河国の内の一部が除かれたほかは変化がない。

一七　仙道国人一揆連判

秋田藩家蔵文書白川文書

解説　年月・文言を欠くが、応永十一年（一四〇四）前後の攻守同盟とみられる。連判した領主武士は石河庄から須賀川・郡山地方にわたり、伊東・田村・白川・二階堂・長沼の一族とみられる者が加わっているが、多くは石川一族である。「中畠上野介師光」は、光のつくその実名から石川氏であることが確実である。

一八　足利満直書下

熱海白川文書

石川駿河守（義光）事、以二私了簡一、令二退治一之条、神妙候、仍彼仁之跡除二野沢村一同野吹、并随逐之一族等之所帯、為二恩賞之地一、所二充行一也、早任二先例一、可レ令二領知一之状如レ件、

正長元年十二月十七日　（足利満直）（花押）

白川弾正少弼（結城氏朝）殿

「（結城氏朝）白川弾正少弼　殿　満直」

解説　正長元年（一四二八）足利満直が結城白川氏朝の石河惣領義光攻殺の功を賞した文書。野沢・野吹を除く、義光の遺領が氏朝に与えられている。

一九　細川持之奉書写

白河古事考巻之三

対二白河一被レ致二合戦一之由達二上聞一候事、実に不レ可レ然候、既に関東出軍之事、度々被二仰出一候処、私に確執無二勿躰一候所、全国二是非之義一、令レ発二向野州一、可レ被レ致二忠節一之由被二仰出一候、恐々謹言、

七月五日　　持之

石川一族中

「細川持之永享六年より管領たり」（異筆）

解説　管領細川持之が将軍足利義教の命を奉じて石川一族中に与えた書状。当時、結城白川との抗争合戦が行われていた

ことが示される。矢吹町の地はその戦場となったことであろう。永享十年（一四三八）永享の乱の前後のものであろう。次号も同じ主旨。

二〇　細川持之書状　白河古事考巻之三

就下与二白河一弓矢事上、先度被二　仰出一候処、御返事去月廿四日到来候、抑白河以二使節一堅御糺明間、閣二私之儀一既到二那須辺一出陣候由、令二注進一候事実候哉、如レ是之所、其方事猶私之弓矢不二断絶一之由、粗其聞候、太以不レ可レ然候、当表本私之宿意候はゝ、以前白河（ママ）拒迫可レ為二同前一候歟、所詮に閣二此確執一、不日差下、寄二結城舘一被レ致二忠節一者可レ然候、恐々謹言、

九月二日　　持之

石川中務少輔殿（持光）

二一　細川持之奉書　足利将軍御内書並奉書留　西本願寺蔵

一上杉安房守御合力事、属二佐々河殿御手一、可レ被レ致二忠節一之由、被二仰出一候、恐々、

（永享十年）八月一日

石橋治部大輔殿　　懸田播磨入道殿
伊達兵部少輔殿　　猪苗代越後守殿
蘆名三郎左衛門尉殿　　田村遠江守殿
白川弾正少弼殿　　安住左兵衛尉殿
二階堂遠江守殿　　川俣飛弾（隼）入道殿
石川一族中　　小峯三河入道殿

解説　永享十年（一四三八）関東公方足利持氏の叛に対して、幕府が南奥州の諸将に佐々河（笹川）の手に属して関東管領上杉憲実に合力し、持氏を討つことを命じた文書。差出所を欠くが、当然幕府管領細川持之の奉書である。石川一族中に石川中畠氏などが含まれていることは明らかである。

二二　足利義政御内書　御内書案　群書類従二十三下所収

同之時致二軍功一、被官人数輩、或討死、或被レ疵之条、尤神妙、弥以下同前、（可抽追伐之謀略也）

（長禄四年四月二十一日）月日　御判

石河遠江入道とのへ

解説　長禄四年（寛正元年・一四六〇）将軍足利義政が石河遠江入道に与えた感状。永享の乱以後、持氏――成氏の関東公方（古河公方）との緊張のなかで、幕府はこれを制圧すべ

く長禄元年義政の弟政知（堀越公方）を下したが、以後しばらく「関東大乱」が続く。この文書は幕府方として従軍した石川の被害状況を示す。

二三　足利義政御内書　御内書案

成氏誅罰事、度々被ニ仰遣一之処、于レ今遅々、子細何事哉、所詮不レ廻ニ時日一、抽ニ戦功一者可レ有ニ勧賞一也、

（長禄四年）十月廿一日　御判

国分備前守

石川一族中

信夫一族中

二四　会津塔寺八幡宮長帳裏書　会津坂下町心清水八幡神社蔵

（天文三年）

伊達・会津・岩瀬、御同心あって、岩城・白川を敵として、しんちやう（新城）と申処ニ御馬をたてられ候、

解説　天文三年（一五三四）伊達・芦名・二階堂三氏が岩城・結城白川を敵として、西白河郡大信村の新城まで出兵した。矢吹町の地にも、当然この戦闘の影響は及んだことであろう。

二五　富塚仲綱書状　首藤石川文書　石川郡玉川村首藤保之助氏蔵

就ニ奥口之義一、態々御一札祝着無レ極令レ存候、仍葛西殿去月廿七帰城候、殊末永一類被ニ他出一、稙宗悉被レ存候様落去候、聞召可レ為ニ御大慶一候、然者岩瀬・白川御和談義付而、近日使節指越被レ申候、内義致ニ落居一候様ニ、御意見可レ被レ存候、万諸期ニ後音一候也、恐々謹言

九月廿二日　（富塚）近江守　仲綱（花押）

石河殿

御報

解説　岩瀬二階堂氏と白川氏との間を伊達稙宗（たねむね）が調停しようとしていることが記されている。富塚仲綱は陸奥国守護伊達稙宗の老臣で、天文十七年ころまでに死去している（天文の乱で戦死）。この書状は天文十年前後から十五・六年までのものであろう。

二六　伊達晴宗書状　角田石川文書

簡札之旨具披閲、為悦之至候、抑当口之儀静謐取成候上、近日可レ納レ馬候、然而会津稲苗代間之事、被レ露ニ紙面一候、於ニ当方一裳被レ存ニ侘言一、一味之儀老父被レ罩ニ籌策一候、骨

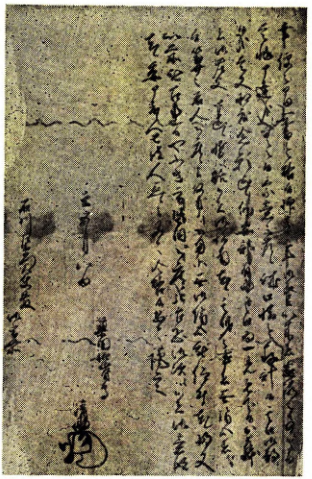

二七　築田清助書状
壬五月八日角田石川氏文書
宮城県立図書館蔵

肉之事候間、定可二事行一候哉、随而照行向二于白河一御張陣候間、為二使僧一被二申立一候処、被レ返レ馬候歟、肝用候、猶以可レ然之様可レ有二意見一候、委曲期二後音之時一、閣二禿筆一候、恐々謹言、

拾月九日　　（伊達）藤原晴宗（花押）

（解説）植宗の子伊達晴宗の書状。宛所を欠くが、石川氏にあてたものであろう。二階堂照行の白河侵攻のことがみえる。矢吹地方もその被害をうけたであろう。書状のため欠年であるが、花押および塔寺八幡宮長帳の記載からみて天文十六年（一五四七）のものであろうか。

二七　築田清助書状　角田石川文書

幸使之間一書令レ啓候、抑去々年御登以来者、遠路之事ニ候之間、是非申達儀も無レ之候、素意之様候、誠口惜令レ存計候、其口御静ニ候哉、是又承度念願迄候、仍安部有助其口為二一見一罷下候、於二様躰一者御老父へ申述候、暫も蹈候者、御指南尤候、其身之事者、無二隔心一（ガカ）着仁而候、算之名人ニ御座候間、何事も用等無二御隔心一被二御仰付一尤候、将又以前被二召連一候やふき方、堅固ニ御座候哉、乍レ恐御次も候者、御意得尤候、委申度候へ共、彼人急候間、早々

令レ啓候、恐々謹言、

壬五月八日　　簗田伯耆守　　清助（花押）

石川左衛門大夫殿　　御宿所

解説　古河公方の宰臣簗田氏から石川にあてた書状。書中に、石川が関東に上った際に「やぶき方」を随従させたことがみえる。このころにも矢吹（屋葺）は石川の重臣であったことが判明する。無年号であるが、閏五月によれば天文十九年（一五五〇）のものであろうか。

二八　石川晴光判物　楓軒文書纂石川文書

（筆異）「以下三通、角田石川家臣上舘氏蔵」

若又さいらん、いつなりとも候共、大嶋せい（成）はい（敗）させ可レ申、其内百貫（カ）文を自分と可レ進候、岩瀬より三丁目被レ返候由、かの地なりとも、いつれニ両人に間ニはやくてニ入候はん（カ）所を同心可レ申候、少も別条有間敷候、

天文廿一年六月一日　　道堅（石川晴光）（花押）

「上舘石川左エ門父トモ」（異筆）

信濃守殿

「田川登之助ト一族ナルヨシ、田川者結城ヘモ属候由、申伝候」（異筆）

田左衛門大輔殿

解説　天文二十一年（一五五二）石川晴光が家臣の上館信濃守らに与えた書状。二階堂氏の手に渡っていた三丁目が再び石川方に戻ったことが記されている。三丁目は三城目であろう。

二九　会津塔寺八幡宮長帳裏書

永禄二年ニせんとう（仙道）陣、大槻ノ館さから・大かわらしやう（生涯）かい申候、ひわたのりうつり（日和田）候、会津より富田殿・平田殿両代官並石見殿、せんとう惣別御手ニ被レ参候、

解説　永禄二年（一五五九）、会津芦名盛氏が安積郡に田村勢力を攻め、さらに仙道を「惣別御手ニ」入れたことを記している。はたして、白河から信夫に至る仙道を入手したか、きわめて疑問であるが、矢吹地方にも芦名の脅威が迫ったことは確かであろう。

三〇　田村隆顕書状　首藤石川文書

態御来札具ニ披見、快然候、然者盛氏以レ刷、岩瀬・当方属二一和一候、定而可レ為二御大慶一候、如二来翰一、此後者大細事共ニ、無二隔心一可二申述一候、又可レ承儀念望ニ候、恐々

謹言、

十月廿七日　左衛門督隆顕（花押）

謹上　路安斎

〔解説〕芦名盛氏の調停によって、岩瀬二階堂氏と田村氏の講和のなったことが述べられている。年未詳であるが、田村隆顕は天文十年（一五四一）ころから永禄末年（～一五七〇）ころまで活躍している。

三一　田村記　仙道田村荘史

一石川郡司石川修理永録（ママ）八年二月十八日岩瀬小作田に出馬之処、田村清顕と及二一戦一、石川より板橋掃部・矢吹筑後・中村弾正・中館左衛門・同苗豊後・小野次郎左衛門・錦川与惣兵衛・曲木武兵衛・瀬戸左門・溝井・小林等都合七百余騎、日照田・一ノ関に館を構へ及二戦陣一、石川修理は中村城に入、田村より橋本刑部・中沢左衛門・御代田十郎左衛門・木村内記・下枝左膳・岩沼与惣・鬼生田主膳・蒲倉式部・三城目主水・稲沢伊賀・安原下野守等一千余騎にて、塩田の上に陣を取、先陣は小山田大六河原出張す、翌十九日辰刻より軍始り、然処矢吹筑後・中館・曲木等勢三百余人沼の平より横合に切て出る依り田村勢及二難儀一に岩沼与惣打死す、御代田十郎左衛門は曲木武兵衛討取、下枝左膳は中館か手に討取、其日之戦止候、然る処に中館左衛門が一族円谷太郎左衛門・吉田与右衛門・中村修理、中村（地名）より田中（地）に陣を構、佐竹より石川江為二加勢一舟尾山城、須賀川より矢田野安兵衛を大将として和田（地名）の台え出張し、十九日より廿四日迄合戦にて、石川勝利にて田村勢守山城に引退申候事、

〔解説〕永禄八年（一五六五）の石川・田村の合戦に、矢吹筑後が石川方として奮戦している。田村方の三城目主水は田村郡三丁目の城主今泉主水である。

三二　会津塔寺八幡宮長帳裏書

（永禄十一年）

石川へ御高（ママ）出候、こと〳〵く御てにつき候、

〔解説〕芦名盛氏が石川領に出兵し、石川晴光を破った。矢吹地方もその戦場となったことであろう。

三三　平田常範書状　上杉家文書　米沢市上杉隆憲氏蔵

石川口悉如レ被二存取成一、帰陣被レ申候ニ付而、盛興（実名）父子所御

使、一段大慶被レ存候、乍二勿論一、貴国・当方無二一無三入魂一
可二申談一之由、被二存詰一候、然者、尊書并段子一巻拝受、寔々
過当無二極奉一レ存候、諸毎河田豊前守方へ申届候条、可レ被レ
達二上聞一候、恐々謹言、

（永禄十一年）
八月廿日　平田是亦斎
常範（花押）

（長親）
河田豊前守殿

解説　永禄十一年芦名家老の平田常範が上杉謙信の長臣河田長親に石川領攻略の成功とそれに対する使者の礼をのべた書状。

三四　佐竹義重感状　秋田藩家蔵文書四四

今度於二于三城目一動無二比類一候者也、

元亀二年
二月十一日（佐竹義重）（花押）

若林与衛門とのへ

解説　永禄初年ころから常陸の佐竹義重が東白川に進出して結城白川氏など南奥諸氏と抗争し、永禄九年には芦名・白川が連合して佐竹にあたった。元亀二年（一五七一）二月のころには矢吹の三城目で合戦が行われた。芦名・白川・田村などの連合軍との激突とみられる。

三五　田村清顕書状写　新城家譜所載文書　仙道田村荘史

急度啓入、義重者朝田御辺被二打越一候、昨四日中畠江被二相動一候、城中者共出合様々仕合、敵両人打留候、其上手負無二際限一仕出候由注進候、可二御心易一候、将亦来九日可レ及レ備由従二盛氏（芦名）一被レ越候、無二拠上任二其意一候、雖二御大儀候一、今度事者、義重在馬之上、義継（昌也）御自身被二打越一御意見候様に、方々馳走任入迄候、珍義も候はゝ追而可二申出一候、恐々謹言、

（永禄二年）
七月五日　清顕花押

新城弾正忠殿　信常・安達郡柵山城主
義継の従弟也

心安斎　新城常閑同郡成田心安館に住す

追而、□之儀、俄之様可二思召一候、自レ是茂昨日御注進之上、非二無沙汰一候、先立為レ使申届候義に候条、乍二不レ始事一本望候、内々為レ使勧之義雖二申届候一、儀に候間無二其儀一候、非二無沙汰一候様に御心得頼入候、義継御自身御遠慮に候はゝ、弾正方被二差越一候様存候、兼而八日□被二打越一由に付申入候、已上、

解説　元亀二年（一五七一）二月の三城目の合戦に続いて、七月には中畠でも合戦が行われた。中畠城中の者がこれに応戦したことが記されている。田村・芦名などが連合し、さら

に二本松畠山氏を誘っている。

三六　会津塔寺八幡宮長帳裏書

（元亀二年）

又ハ佐竹ちん(陣)、七月七日御馬出申候、八月御馬いり申候、

解説　芦名盛氏の佐竹征討のための仙道出馬に関する記事。

三七　田村清顕書状　伊達家文書　仙台市博物館蔵

内々態可ニ申述一候之処ニ、幸便之間、令レ啓候、仍去廿六当地御代田迄出馬、廿七岩瀬河東へ及レ動、小作田外曲輪打散、前田河之小屋、其外白河領中、竜崎岩峯寺切而、悉皆不ニ相残一放火、同廿八須賀河籠口押通、保土原外城・木崎、是又在々所々焼払、同昨廿九安積へ相動、大槻之地宿・外城取破、并成田・河田之外搆、其外郷村不ニ相残一放火、如レ存取成、無ニ何事一打帰候、听召可レ為ニ御大喜一候(飯了カ)、爰元於ニ取曖一、毛頭無ニ御心元一不レ可レ有レ之候、何様以ニ見当一、重而可レ及レ備由存候、猶珍子細候者、追而可ニ申承一候、恐々謹言、

追而乍ニ無心一、馬所望申候処ニ、早々被ニ指越一候、殊更乗心相勝候間、令ニ自愛一事ニ候、中〳〵御懇情不レ浅迄候

（天正二年）正月晦日　清顕（花押）

杉目(晴宗)へ

解説　天正二年（一五七四）一月、田村清顕が芦名盛氏の援助のもとに、二階堂・白川・石川領などに侵攻した。

三八　天正二年伊達輝宗日記　伊達家文書

(三月)十九日、天き上々、あいつ(会津)の事たんかう(談合)、兵衛頭・宿老中はかりにて、条書にて御いけん申候、

一御かいちん(開陣)の事、一白川の事、一泉之事、一すか川(須賀)の事、一田村の事、

解説　天正二年（一五七四）三月、米沢城主伊達輝宗の斡旋で、芦名・白川・二階堂・田村・石川の講和が一応定まった。佐竹に対する田村・芦名・白川の連合関係はほぼ確認されるが、二階堂・石川の去就は必ずしも判明しない。田村と二階堂との緊張関係からすれば、二階堂は当時佐竹に親しい関係にあったとみられる。いずれにせよ、矢吹町の地が、大きな戦禍をうけたことは疑いがない。

三九　芦名盛興書状　首藤石川文書

如二来章之一、昨日之拵寔ニ大慶此事候、内々泉可二相責一之由存詰候処、義重為二計策一、必定泉之地当方へ可レ被二相渡一之由、手堅被二申越一、昨日之動被二相拘一候条、先々本陣へ納レ馬候、寔昨日之御辛身欣悦之至候、心事重而可二申越一候間、不レ能レ具候、恐々謹言、

五月十二日　盛興（花押）

石川殿

解説　次号文書と同じく盛氏の子芦名盛興が石川惣領の本拠である泉の地をねらっていることが示されている。天正初年ころまでの文書であろう。宛所の石川はしたがって、石川惣領ではなく、これと対立関係にある石川一族とみるべきであろう。

四〇　芦名盛興書状　首藤石川文書

来章快然之至候、仍泉へ草被二成置一、頸被二指越一候事、一段大慶不レ斜候、雖下無二申迄一候上、其元取刷畢竟旁々別相極候間、御拵憑入候事、重而可二申達一候間、不レ具候、恐々謹言、

六月朔日　盛興（カ）（花押）

石川殿

四一　伊達輝宗書状　角田石川文書

御来札具披見快然之至候、仍会・岩以二相談一向二国ニ一事切不レ及二是非一候、就中、常隆小野口へ物深ニ被レ及レ備之由候、可レ然簡要候、自二其元一も被二打出一候哉、心太儀ニ候、扨者当東口其後無二何事一候、御床敷不レ可レ有レ之候、関東口模様委被レ顕二紙面一候、太慶候、猶珍布儀候者、可レ承候、恐々謹言、

霜月十五日（十一月）　輝宗（伊達）（花押）

石川殿

解説　芦名・岩城が連合して伊達氏に敵対する形勢に対して、伊達輝宗が石川氏を誘った書状。年未詳。輝宗は永禄七～八年（一五六四～六五）に家督相続、天正十三年（一五八五）死去。

四二　芦名盛氏書状　浜崎文書　上杉輝虎公記所版

態以レ使令レ啓レ之候、今度謙信能州・賀州被レ入二手裏一、御納馬之由、誠目出、当方満足不レ過レ之候、依レ之今般及二御音信一候、取成任入候、然者此口弓箭之儀者、限二守山一悉

入二手裏一候、石川之儀者、在城一ヶ所迄候、其外無レ残入二手裏一候、以前之自二弓箭一、猶如二存分一属二本意一候、定可レ為二大慶一候、猶彼口上可レ有レ之候、恐々謹言、

追啓、盛隆鼓数奇と申候、此口鼓皮払底候、可レ然皮一枚可レ給候、

（天正六年）
正月九日　　止々斎（花押）

新発田尾張守（長敦）殿

解説　芦名盛氏が上杉麾下の新発田長敦に書を送り、石川領の在城一ヶ所を残しその他を悉く入手したことを報じている。書状の冒頭にある謙信の能登・加賀平定は天正五年（一五七七）十二月であるから天正六年の書状とみられる。これによれば矢吹町の地も芦名勢力下に入ったことになる。

四三　佐竹義重起請文　秋田藩家蔵文書船尾文書

起請文

一去年会（芦名）・田一味之砌、被レ及レ晦（盛乙）如二首尾一、今度白川方・当方無事被二相調一候、祝着之事、

一於二于向後一者、無二二可レ令二入魂一事、

一自今以後、猶以白（白川）・当其沢之所、可レ有二馳走一事、此儀於レ偽者、上者梵天・帝尺・四大天王、下者堅牢地神・熊野三所大権現・日光三所権現・当国鹿嶋大明神・八幡大井（茨城）・愛宕大権現、惣而日本国中大小神祇、則可レ蒙二御罰一者也、仍如レ件、

天正六年八月十七日　　義重（花押）（血判）

舟尾山城守殿

解説　天正六年（一五七八）常陸の佐竹義重が岩城の老臣舟尾山城守にあてた起請文（きしょうもん。神仏に対する誓約文）。第一条によれば、佐竹が天正五年に芦名・田村と講和し、六年に白川氏とも講和したことがしられる。翌七年佐竹義重の二男義広が白川に入嗣する。佐竹・芦名勢力による安積以南の掌握の形勢は天正五～七年の間に確定したといえる。石川―矢吹地方も勿論、その態勢下に編入される。

四四　白川古事考　巻之四

天正七年五月十五日佐竹大勢を以て河東田大膳を攻落し、関和久の新知山関和久の事前に那須の界の山なれは疑敷事記したれとも此所は疑もなく今の関和久の地也河東田大膳も山王の森に山王森は関和久の地内に木の内山と云所にあり木の内山は今の松たけ山是なり陣を取て防く、為久か男大塚宮内左衛門、保住大学、田島信濃守、舟田監物舟田村の館主なり以下廿騎卅騎つゝ駈付、爰

を大事と防戦す、又河東田方には、和泉崎右馬頭（和泉崎村本は逸見主膳と云人領せしを中畠の舘主上野介二男右馬頭の養子に約あり違変に因り主膳を攻亡右馬頭遂に此を領して和泉崎右馬頭と名乗先陣に駈付、大畠大学・中畠上野介・石塚野崎野木青木渡部等を始め、山王森に扣たり、佐竹の先陣淡江内膳、阿武隈川を渡し新知山を攻破り白川へ入らんと関の声を上てけり、新知山を防兼白川へ注進す、因玆旗本忍右京・芳賀越後・和知多賀谷星追々駈付、大隅守雅楽丞大勢にて駈付、三日三夜相戦、折節五月雨頻りにて、両勢退屈し互に陣場を引取所に、敵、釜の子より打入、関山の下合戦坂に至と聞、義親は引目か橋へ向けるが、関和久の軍心元なく評定す、

大塚小八郎十八才進出て、某合戦坂へ向ひ佐竹勢を見参るへしと申しければ義親喜ひ若輩なれども為久が二男（大塚系図には孫とあり）程有てと、盃を授け手杵の指物に鎧を添て賜りける、郎等二人召連れて合戦坂へ向ける、然に佐竹の物見として主従五人、引目か橋の辺へ来りける、小八郎之を見透さす突て掛りけれは、互に勇を諍けるが、終に佐竹の士討れける、夫より大塚は郷渡近く駈行処に、弓手の山際に人馬の声す、暫く伺見ける所に、千賀と云山間に数千騎伏兵見へにける（千騎谷又は姥か ふところとも云）又郷渡村近には五本骨に日の丸扇の旗押立、数万騎陣取たりける、依て小八郎急き立帰り、佐竹の物見の首を捧け、並敵大軍郷渡原に屯居ける由申上ける、

義親聞召、大塚を前へ召感賞し、軍評定しける所に、佐藤須藤芳賀浜尾中畠小針等馳集ける、中にも浜尾景成、須藤重清進出申けるは、軍の習勢の多少不可寄、心を一致にし天運に任せ、郷渡原へ馳行可相戦と申ける、義親尤とて既に著到す、其勢僅に千余騎有けるを二手に分一手は合戦坂口へ、一手双石口より押出す、佐竹勢一勢々々備たり、始は矢合にて遠攻に見へける所に、白川勢突て掛けるか、佐竹荒手を入替々々戦故、白川勢色めき半丁許退ける（此所を引目か橋と云、

然所白河口より十四五歳の童子二人忽然と顕れ、佐竹勢へ突て掛る、佐竹勢之を大勢と見て向者一人もなく、跡をも見す引退、是に依て、追掛打ける程に、首三百八十余討取ける、味方百余人討れたり、然に彼童子の形相を見に、面貌異にして人並ならず、不審と思に、勝勇たる軍勢の中に交り城中に入ける、義親此童子の戦功を聞召、近く招きいか

なる者にて我軍を助けらるぞと尋ければ、童子義親に向ひ、我は是舘合不動の従神、矜迦羅制吒迦なりと申て、掻消様に失にけり。偖こそ舘合味方不動とは此時よりぞ申ける

今も土人は味方不動と此奇怪の説を説事なり延享の頃記したるものに舘合近辺の畑より器物色々掘出せしとなり

扨関和久にては大隅守、兼て大塚宮内左衛門に星和知上寺等を附て、二子塚を回り河原を登り、佐竹勢向の岸に在、大塚勢関を上、山王山の勢横合に打入、折節大雨降ける夜なるに、敵に目を掛陣屋に突入る、是を見て新知山の勢鈴木若狭・大越信濃、我も〳〵と討て掛る、常陸勢心ならず川へ飛入渡しけるを討取故、佐竹勢は散々に成て釜子へ引ける、白河方にも泉崎右馬頭深入して疵を蒙り引返す、多賀谷白石討死す、高橋与四郎手疵を蒙り、其外にも討死多りける、其夜も明ければ皆陣々へ引ける、佐竹は棚倉赤館に陣取りて居たりける所へ、攻口の諸勢方々より帰陣す、浩る所へ常陸より長倉近江・佐治一郎・高部五郎を先として、赤舘へ参陣す、佐竹此新手を以て白河を攻と聞へし、義親之を聞て軍評定す、佐藤大隅守言けるは、佐竹勢白河を望て押寄の由、然上は君先鶴生へ引取、重て西方野武士を召寄らるへし、某其旨会津へ申遣し押寄へし、中畠大畠保住の衆は一処に成て、関和久新地を寨き、佐竹を小峯の城に包み、相図を定め三方より攻られなば、などか疼ゆへきと勧め謀を決したり、佐竹勢鹿島の前蛇の尾口より攻入小峯に入る、白河近辺の寺院並岩城会津相馬より扱ひ有て和睦し、棚倉よりは、佐竹領分と為して帰陣す、此時の文書にや、下野那須郡寺子村農家の蔵に

態申届候、抑晴朝以二媒介一、白川当方遂二和睦一候、如レ此之上、自二御当方一も白川へ被二仰合一可レ然候、依レ之及二使者一候、窮て如レ斯之意趣、自二晴朝一可レ有二諷諫一之条不レ能レ具候、恐々謹言、

霜月十三日　　義重　花押

那須殿

謹上　白川殿　　藤原照行

態令二啓上一候、抑其方石川御間、以二不慮之儀一被レ及二牟楯一候、佗言至極候、定て岩城方無事籌策可レ有レ之候、早速御納得可レ為二本懐一候、書余斑目下野守・和智右馬助方へ須田美濃介所レ可二申越一候間、不レ能レ具候、恐々謹言、

十一月廿七日　　藤原照行判

謹上　白川殿

解説　天正七年（一五七九）佐竹勢による最終的な白川攻撃が行われ、白川氏の敗北が決定した。中畠晴辰はこの時白川方として参戦したことが記されている。また晴辰の二男右馬頭が和泉崎（泉崎）の城主逸見主膳を攻滅してこれにかわって和泉崎の主となったことを記している。末尾の二階堂照行書状によれば、このとき石川は佐竹方として白川と戦い、岩城氏の調停で講和したとみえる。屋葺氏などは石川方として奮戦したものであろう。

四五　芦名盛隆書状　角田石川文書

御帰城之儀、以二飛脚一申届候キ、可レ為二参着一候、仍浜尾駿河守須賀河出仕之儀、以前被レ及二御催促一候処、於レ須不通之上、先以被二相延一候、遙々之儀候間、只今之節於二御催促一者、不レ可レ有二別儀一歟、急度以二御使一、被レ及二御意見一、早々可レ被二引出一事御前候、猶自二浜駿一直ニ可レ被二申達一候、恐々謹言、

（四月）
外月廿七日　（芦名）盛隆（花押）

石川殿

四六　芦名盛隆書状　角田石川文書

近日者依無二差儀一、不二申通一候、御当口如何様之珍儀候哉、此口無二替儀一候、仍浜尾駿河守須賀河出仕之儀、于レ今遅々申候、無二御心元一候、急度有二御催促一、早々被二引出一可レ預候、任入候、遙々之儀候間、今之節於二御意見一可二相調一由存候、恐々謹言、

五月廿日　盛隆（花押）

石川殿

（〇右二通、端裏に次の押紙がある）
「天正九年石川中務殿家来　矢吹十兵衛」

解説　押紙によれば、前号本号二通の芦名盛隆書状は天正九年（一五八一）のもので、会津に使した石川家臣の矢吹十兵衛が石川に持って還ったものであろうか。

四七　白川義親書状　彰考館本結城大蔵家蔵文書

始末思慮之旨雖レ有レ之、地下人任二詫言一、地下和之儀、昭光へ以レ使申談候処、速預二挨拶一候、先以其用候、雖レ然毎事口味之旨共候間、相切之様体、一昨九、敵方へ既為二申越一候間、不レ及二是非一、此所昭光へ申届度候間、一札越進

候、乍ニ御造作一、只今泉へ被ニ相届一任入候、此上調議之段、
彼是追而可レ及ニ相談一候、恐々謹言、
逐而昨如レ下及ニ回報一候上、南面津之者被ニ討捕一、検被レ為ニ相
登一候キ、祝着候、
(四月)
卯月十一日　(白河義親)不説(花押)
中畠上野守殿

解説　地下人（百姓）の懇願によって、白川義親が石川昭光との合戦を停止した旨、およびこれに関しての使者を中畠晴辰に命ずることが記されている。東白川および矢吹の地が戦場となり、地下人が大きな迷惑をこうむったことがうかがわれる。年末詳。

四八　片倉景綱書状写　矢吹町大池伊藤光之祐氏蔵

如ニ来意一、此度所労気故、罷出御取成をも不レ申候事、口惜存候、機合無レ拠候へ共、此表如レ存取成候之事、目出ニ存候、今日朔日須賀川江参着申候間、以ニ面万々可ニ申承一候、恐々謹言、
追而、委可ニ申宣一候へ共、自ニ半進一中候間、不レ能ニ細筆一候、
(天正十七年)
霜月一日　片小
景綱判
東光院
御報

解説　天正十七年（一五八九）十一月、片倉小十郎景綱が三城目東光院景政寺にあてた書状。天正十七年六月、磐梯山麓磨上原の合戦で、伊達政宗は芦名義広（佐竹義重次男。白川家をへて天正十五年芦名家へ入嗣）を大敗させて会津を掌握し、南奥州から佐竹勢力を駆逐し、十月には須賀川二階堂氏を攻め滅ぼした。この書状はその直後のものとみられる。（「白河証古文書」広瀬典編）には「三城目村景政寺蔵」として、本号以下、五二一・五三・五四・五五・五六・五八の計七通を収めている。
なお、「白河古事考」は、つぎのように記している。「一御霊社、三城目村にあり、鎌倉権五郎景政、白河石川の内領知賜はり住せしとて、其由緒にて祭る也、恨くは所伝を失す、宝物古き軍配団扇並軍扇、別当景政寺に古文書あり下に出す、此村にて蘆毛馬を畜はず、矢柄竹と云ふ竹を植へず、祟を恐るゝ古来よりの伝と云、民人恐て犯す者なし、定信公寛政年中吉田家へ請て免許を得て、其旨を社へ告げ、人の惑を解て馬を畜ひ竹を植て民用に給す、」
「白河風土記」は景政寺についてつぎのように記している。
「景政寺（境内東西十二間南北二十四間）
村中西側御霊社の隣りにあり天台宗にて当城郭外本町永蔵寺の末山なり山号を南台山院号を東光院と云ふ初め永福寺と名く鎌倉権五郎景政の廟あるを以て今の寺号に更む東光院は即ち景政の法号なり其後天正二年円海和尚の開基中興す宝永年

五〇　伊達政宗書状　天正十七年　川和徳一氏蔵

間回禄にかゝり縁記古伝隻字も残らざれば開山年代知り難し
客殿　五間に六間東向　本尊薬師如来長け一尺七寸木仏立像
厨子入聖徳太子の作　庫裡　三間三尺に六間三尺　山王権現
社　石の小祠なり　薬師堂　二間四方

四九　伊達政宗起請文　角田石川文書

誓書之事

一　至二而向後一者、無二無三可二申合一事、

一　下々慮外之所、引汲不レ可レ有レ之事、

一　佞人之所行も候者、一々被レ尋可レ申レ之事、

右於二偽者一、

梵天・帝釈・四大天王・堅牢地神・熊野三所権現、別而者愛宕山・摩利支尊天・八幡大菩薩、惣而日本大小之神祇、各可レ蒙二御罰一者也、

天正十七己丑年霜月（十一月）四日　政宗（花押）

石河殿

（〇本書、熊野牛王に書かれている）

解説　天正十七年（一五八九）十一月、石河昭光が伊達政宗から起請文をうけた。昭光（政宗の父輝宗の弟）の政宗に対する服属関係はこれによって決定したといえる。

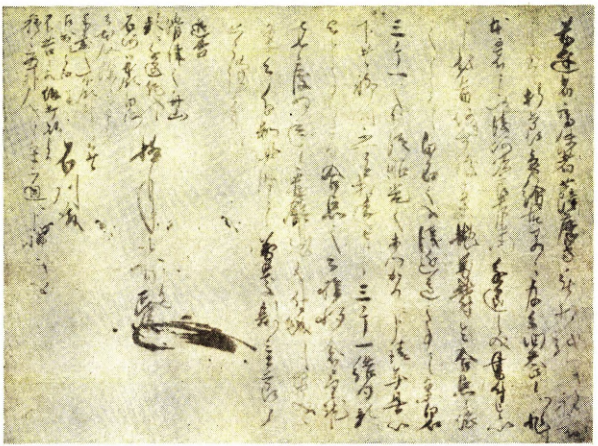

五一　伊達政宗書状　天正十七年十二月　角田石川氏文書，宮城県立図書館蔵

五〇　伊達政宗書状　いわき市川和徳一氏蔵

就二来春出馬之義一、自二義親一以二両使一、被レ及レ理候、本望候、先立如二申届候一、明春之義、急速其口へ可二打出一覚悟ニ候、漸及二其催一候、旁以可二心安一候、其間境中堅固之刷、念望迄候、書余期二後音一候、恐々謹言、

（天正十七年）
極月廿七日　　政宗（花押）

東光院

解説　石河昭光と同じころ白川義親も伊達氏に服属した。この文書は、白川麾下であるとみられる東光院に対し、明天正十八年春の白河領出馬を報じた政宗書状。佐竹勢力がなお伊達勢をうかがっている様子がしられる。なおこの文書は「白河証古文書」にみえない。江戸中期までに景政寺の手を離れたものとみられる。

五一　伊達政宗書状　角田石川文書

前達者、為二使者一薩摩守被二相越一候キ、祝着之至候、折節取紛故、早々及二御回答一候つ、非二本意ニ候、仍浅河次郎左衛門進退之儀、書付を以申越旨、何も無二拠候条、拠二万謬一、令二合点一候、依レ之申事ニ候、白石之儀、浅近辺之事ニ

候条、白石三ケ一之分、従二昭光一之あつかりニ申請、年具以下者、聊も不レ可レ有二相違一由申候、三ケ一結句預ニ与申事ニ候間、合点之御挨拶念望訖候、先度如二承候一、赤館之付城ニも罷成候条、御分別此時ニ候、万慶期二重節一候、恐々謹言、

追啓、滑津之舟山、頻ニ進退佗入候、石河御本領白河御本領除候而、其身手前之所領計ニ而者、召出シ候而も不レ苦候歟、併打頭より種々案外人ニ候条、不通ニ申払キ、以上、

（天正十七年十二月）
極月廿八日　政宗（花押）

石川殿

解説　天正十七年（一五八九）十二月の石川昭光宛政宗書状。屋葺薩摩守が石川の使者として奔走している様子を記している。

五二　伊達政宗書状　楓軒文書纂白川証古文書

一此比絶ニ音問一候条、態用ニ脚力一候、于レ今（佐竹）義宣南郷ニ在馬哉、偏ニ様子無二心元一迄候、内々以二使節一可ニ申述一候、遅々如何候間、急度申（カ）書シ、珎義も候者、即刻回答尤候、万々左近太輔帰路ニ申届候外、無二異儀一候、恐々謹言、

（天正十八年）
二月十三日　政宗（花押）

東光院

解説　会津黒川城（若松）の伊達政宗が三城目東光院にあてた天正十八年（一五九〇）二月の書状。佐竹義宣の南郷（東白川郡南部）在馬か否かを問うている。

五三　伊達政宗知行目録写　楓軒文書纂白川証古文書

一伊な川之内杉当知行
三貫文之所
以上

天正十八年庚寅　（異筆）「此所人名ナシ、マメッカ」
三月五日

東光院

解説　差出所を欠くが、正文には伊達政宗の朱印が捺されていたと思われる。東光院はこの知行宛行によって、白川麾下を離れ伊達麾下に属したものとみられる。

五四　須田光頼書状　楓軒文書纂白川証古文書

一如二貴札之一先達而被二打越一刻、別而御取成等不レ申無念ニ存候、殊ニ拙子存分之通、御雑談有之者、過分ニ存候、今般預二御状一候、御取成故与存候、仍御小簱之儀承候、尤心得申候、則細工へ可ニ申付一候へ共、折節町中有合不レ申条、先以無二其儀一候、近日罷下由候条、左候ハヽ染屋ニ可二申付一候、無二如在一可レ被二御取成一奉レ任候、諸余々後音時候、恐々謹言、

追啓、今般何として御越なく候哉、無二御心元一存候、重而ハ尊老御越可レ然与存候、以上、

三月十八日　　須大　光頼（花押）

東光院
尊答

（異筆）「照行之状ニ見へタル須賀川家人須田太郎右衛門カ、又ハ上杉ノ臣須田大炊カ、孰カ不レ知、」

解説　二階堂家臣須田光頼が三城目東光院にあてた書状。年未詳、ここに仮入する。

五五　白川義親書状写　楓軒文書纂白河証古文書

一態啓入、其以往者遙々来越無レ是候、意外候、仍無二余義一用所候間、所々尤ニ候、如レ此申候得者、甲乙何方も相定申趣可レ申、用所之分別可レ在レ之候、神も其段々無レ之候、堅可二待入一候、巨細者以レ面々々、恐々謹言、

（七月）
南呂十九日　　不説　花押（白川義親）

東光院
人々来礼

解説　白川義親が三城目東光院にあてた書状。年未詳、ここに仮入する。

五六　白川義親書状写　楓軒文書纂白河証古文書

一如ニ簡札一自二那辺一事切、無二是非一次第候、左者不レ可レ有ニ指義一候、会津様子政宗事者、今大内ニ在馬ニ候、み屋筋へ可レ被二取越一由之一説候、在京可レ有レ之由候間、近日可レ被ニ納馬一由候、但如□、然者所労気之段被レ露レ之候、無二心元一候、無二申迄一候得共、引詰養生可レ有レ之候、如何様面之刻、よろつ可ニ申承一候、以上、

東光院　　不説

（異筆）「以上七通、白川郡三城目村景政寺蔵」

五八　石川昭光書状
天正18年（1590）
伊藤光之祐氏蔵　大池

解説　年月を欠くが、政宗の大内在馬の記事からみて天正十八年（一五九〇）四月の書状であろう。

五七　箭田野顕義書状　松藩捜古

年甫之御慶、千々万々目出珍重、尚更不レ可レ有二尽期一候（つゝ）様（こ）、因レ玆、五明壱本金鳥壱番進レ之候、寔表二壱儀一迄ニ候、将又御館へ為二年頭一申達候、好様御指南憑入候、然者以来者、依レ無二題目一、音絶真実意外此事ニ候、毎事期二後音一候、令二略筆一候、恐々謹言、

正月十七日　　箭田野
　　顕義（花押）

屋葺薩摩守殿
　　参

解説　須賀川二階堂の臣箭田野顕義から、石川の臣屋葺薩摩守にあてた書状。年未詳。「松藩捜古」には「二本松領富田村矢吹善左衛門蔵」との注記がある。

五九　伊藤政宗書状　天正18年（1590）矢吹知男氏蔵　角田市

五八　石川昭光書状　矢吹町大池伊藤光之祐氏蔵

先達於ニ黒川一遂ニ会顔一、本望満足ニ候、如下令ニ直談一候上、政宗以ニ取合一、義親（白川）へ無二申談候条、乍ニ勿論一、大細共ニ無ニ御隔意一様、任入候、其許以ニ御手透一、被ニ打越一閑談尤候、万々期ニ来音之時一候、恐々謹言、

（天正十八年）五月十一日　昭光（花押）

東光院

解説　天正十八年（一五九〇）石川昭光から三城目東光院あての書状。「白河古事考」所収。

五九　伊達政宗書状　角田市矢吹知男氏蔵

態（啓カ）一行遣候、去十九太（大）里取刷仁、昭光（石川）別而被レ入レ念之由候、次ニ於ニ自分一も、一入加世義（かせぎ）之躰、片小（片倉小十郎景綱）物語候、喜悦迄候、明日廿三其口へ出張候間、尚期ニ其刻一、不レ具候、謹言、

（天正十八年）七月廿二日政宗（花押）

屋葺薩摩守殿

解説　天正十八年（一五九〇）の書状。矢吹氏所蔵文書は宛

所を欠くが、「楓軒文書纂石川文書」には「屋敷薩摩守殿」の宛所があり、「石川昭光ノ家臣」と注記されている。「大里取刷」は、二階堂旧臣で伊達政宗の臣となった矢田野伊豆が、参陣先の小田原で政宗のもとを去り大里城によって抗戦したのに対する征伐をさす。政宗は六月五日小田原着陣、その後会津などの諸郡を没収され、六月下旬に帰着した会津から、七月十日ころ米沢に移った。七月二十三日米沢を出発、二十八日宇都宮で会津下向途中の秀吉に拝謁した。その後八月二日、政宗は浅野長政らの意見にしたがって大里城の包囲を解いた。

六〇　角田神主板橋掃部助所蔵文書目録　川辺八幡神社文書

角田神主板橋掃部之助ニ書物有之覚

一承元三年十一月十三日　譲状先祖源光盛
一文永七年正月十七日　同断先祖行国
一建武三年三月三日　成田郷寄進、沙弥光念ゟ
一観応三年七月八日(丙)　御寄進仰之状、右京大夫(吉良貞家)
一観応三年七月八日(丙)　高氏誰松右京大夫仰立之状、貞家
一観応三年七月廿八日　高氏公御寄進状
一観応三年八月三日　御袖御判高氏公、右京大夫
一文和元年十二月三日　天下之御祈禱状、仁木右京大夫ゟ
一貞治六年正月廿二日　神領本領被(ママ)下仰之状
一貞治六年七月四日　大畠御寄進状、兵部(カ)大夫
一永和四年正月十日　仰ニハ右同断
一至徳元年六月十五日　神領本領無ニ相違一状、修理大夫(畠山国詮)
一応永九年十二月廿四日　神領本領無ニ相違一之状、源満朝
一応永十四年八月廿三日　同断長元
一応永比　源満朝、右馬(カ)様祝状
一奥州一ノ宮　但一宮と書立ニ有
一天正　右京大夫ゟ板橋掃部之助　契約状、伊達正宗ゟ

（解説）「川辺八幡神社文書」に収めるこの目録は虫損が多いが、「楓軒文書纂石川文書」によって補った。

六一　小林家吉書状　楓軒文書纂石川文書

（奥筆）「石川郡北須釜村庄屋矢吹覚右衛門蔵」

最前者首尾之儀、諸事御取指、祝着之至存候、尚期ニ面万々御礼可ニ申述一也、恐々謹言、

二月晦日　小林家吉（花押）

節吹内膳殿　（異筆）「矢吹覚右衛門先祖、石川・竹貫等、旧家ニ矢吹氏尤多シ」
御宿所

解説　年未詳、ここに仮入する。

六二　中畠村十五郎他二名連署覚写　相模文書　須賀川市相楽定邦氏蔵

覚

一石川郡中畠城主中畠上野守晴時ト申候、中畠近辺拾六ケ村知行仕候、其後三城目居城移被ㇾ申候、太閤様御代ニ出仕不ㇾ被ㇾ致候ニ付而、身躰破滅被ㇾ仕候、上野守子孫壱人ハ仙台ニ罷有候、於ニ唯今ニ一須賀川ニ罷有候、上野守落城以後、七拾四五年ニ罷成候、以上、

右拾六ケ村之知行所

一中畠村（在城）　一三城目村（後移城）　一大畠村
一堤村　一松崎村　一明岡村
一中野目村　一神田村　一須乗村
一成田村　一細谷村　一森宿村
一行方野村　一矢吹村　一松倉村
一泉崎村　　三城目　十五郎
中畠村　七兵衛
同　村　惣三郎

（異筆）「右者、奥州御順見（巡）砌、佐今又兵衛様へ上申其外御両人候書、」

解説　江戸時代寛文七年（一六六七）幕府巡検使に対する答申として書出されたもの。ただし、その内容にはなお検討を要しよう。中畠晴辰が白川から中畠に入嗣し、その後年の本拠三城目のみが「文禄高目領」で白川郡とされていることは白川―中畠勢力が本号の村々を領したことに疑問を抱かせる。

寛文七年
未ノ四月

六三　白河古事考　巻之四

一東太平記、（天正十八年）小田原陣の時、義親が一族中畠上野介義親に諫言しけるは、秀吉公鎮西南海北陸に威を震玉ふことは、五六年の間聞召たる事に候、殊に今度坂東一の大名、北条の一族も滅亡の期近付候由承ぬ、殿にも不日に小田原へ御越有て、秀吉公の御身方に被属ん社当家中興の先表と社存候と申けれは、義親聞て我も左は乍思、家貧なれは、行程の費土産の品も沙汰し難く、徒に時日を移しぬと云、上野介申けるは、此度の御事にて候間、旅

費土産料は、傍輩の面々に課役を掛調義可仕、先土産の品は、秀吉公遠境の御陣中にて候得ば、米二百俵被献可然候、其内百俵は某調進可仕、其余百俵は傍輩共調義可仕候、但遠境の旅程苦労に思召候はば、乍恐某御代官として、罷上り宜申叶候はんと云けれとも、義親曾て同心なく、便佞の近習を集め、此事いかゝと談せらるゝに、面々兵粮の運送課役を厭ひ言を功にし申けるは、今此乱世に諸民草臥たるに、白米二百俵の課役、運送の人夫の費莫大に候へば御代官に事よせ、秀吉公御前いか様に申成んも難計候と申により（以下は四家合考の文）義親より政宗を頼み使者一人を添、海松黒と云良馬に逸物の鷹を添、大閤へ進せられるに、政宗は子細候まし、某事能様に披露し候はんとて、会津を立て小田原へ上りけるに、思の外太閤より御不審を蒙り、底倉と云山中に蟄居せられけるか、身の上さへとやせん角やせましと案し煩はれけれは、義親の事一向に沙汰にも不出、あまつさへ義親太閤へ進せられたる馬鷹も、政宗か自身の土産と披露して、義親の登せたる使者を、御辺事随分と能き様に太閤へ申上候へとも、陣中忩劇の御紛、末た分明の沙汰も無御座、結句政宗の身上さへ、然々の次第故返遣候、委細の沙汰は向後承て、跡より申遣し候はんと、白川へ下しければ、義親は誠ぞと心得て、所領安堵のこと何の子細か有んと、政宗の下りを心待して日を送られけるに、政宗会津仙道を没収せられ、本領計案堵の御誂を蒙り被下けるか、義親の許へ使を立、御辺の事強に申上候へとも、いかなる子細にや一向御沙汰に不及候、結句我身上さへ此様に罷成たり、此上は力なし、御辺其城の住居もいかゝ也、一先何地へも開給て、他日殿下より御免されの後社可然候と、案の外の事なれは、義親こはいかにせんと太閤の御迎に出詫申しけれども、許容なく領地を没収せられけり按、土人所伝、此事に少し異動あれども、皆此時始て太閤へ通したる如く言へども、其前に通せし文書仙台の白川家に蔵す

佐野事無異儀之段尤候、自然之儀入魂専一候、家事種々縁辺等之儀迄令懇望候条、誓紙人質以下堅求候令赦免候、就て関東之儀、近々差越使者、相立境目、可届静謐候、若相滞族有之者、急度可申付候条、其間之儀、聊爾之動不可有之候、委細相含山上道牛候、猶増

田右衛門、石田治部少輔可申候也
五月廿五日　　太閤御朱印
白川七郎とのへ

解説　白川義親の有力な一族としての中畠上野介晴辰の存在と活躍が記されている。

六四　仙道記　続群書類従二十二上

一同昭光代々会津盛氏・田村清秋・須賀川盛行、石川領之内金屋と申所江推寄之処に、屋吹筑後と申者、田村之家来三沢弥右衛門と申者に、鉄砲にて被ㇾ討、則果申候、
（中略）
一石川領江白川須賀川より度々働候へとも、落城不ㇾ仕候、会津盛氏・盛隆・田村清顕出馬にて、十二三日、両家陣を取候処に、盛氏と清秋申事有ㇾ之引取被ㇾ申候に付、当城運を開申候事、

解説　「仙道記」のうちから矢吹地方関係の部分を抄出した。

六五　藤葉栄衰記下　続群書類従二十二上

石川昭光、須賀川へ打入給事、
斯テ、須賀川落城ノ後ハ、岩瀬ヲ正宗ヨリ石川大和守昭光ニ被ㇾ進、家老老屋吹薩摩守掟ニ随ヒケルコソ、定メナキ浮世ナレ、角テ須賀川ニ籠ル諸人、被ㇾ囲可ㇾ被ニ討漏一様ナシト云ヘトモ、敵ノ中ニ能親子縁者数多アルニ依リ、普ク不ㇾ被ㇾ討、侍ノ分ハ昭光ノ御抱分ニ成テ、皆ナ知行ヲ取給ヒケリ、箭部野州ハ、正宗ニモ不ㇾ随、須賀川へモ加勢ナク、狸森ノ城ニ引籠リ御座シケルカ、後ニハ正宗へ奉公被ㇾ致ケル、塩田右近大夫ハ落城ノ後ニ、石川ノ町へ引退キ給ヒケレハ、正宗ヨリ昭光ニ被ニ仰付一、石川ノ町ニテ主従皆ナ被討給ヒケリ、小原田内膳ハ、郡山日出ノ山、大槻富田村郡東西南北ヨリ敵ニ被ㇾ挟中ニ居テ、遂ニ二心ナク今度モ心替リナシ、

解説　天正十八年（一五九〇）十月の須賀川落城後の処理情況がうかがわれる。屋葺薩摩の役割も示されている。

六六　石川三芦城壱巻　楓軒文書纂石川文書

一三城目鷹巣城外に弐つ城有、依而此名あり、始小松越前守居、元亀年中白河幕下ニ成、後二階堂旗下ニ成、境目勿論有て、石川より金内大膳、岩瀬より須田右京、三城目ゟ関

場太郎左衛門出候、三城目・大和久白川郡、矢吹ハ石川郡、久来石・行方野岩瀬郡、久来石ゟ弐丁程上、海道ゟ西ニ三石と云三郡の境有り、天正元年中畑氏移ル、

解説　ここにみえる境目は「文禄高目録」の郡所属とほぼ同様であるが、高目録では行方野村は石川郡である。

六七　白河古事考　巻之五

一三城目村鷹巣舘、往古伊藤大学なる者あり、和州より来り舘主たり、今村長伊藤某の先祖なり其家にかく云伝ふ祐の字を乗に代々用ゆ因て考るに安積郡は文治五年工藤左衛門祐経に頼朝勘誤しより安積郡の村々に伊藤氏ありて他姓は此郡になかりしほと也皆祐字を名乗る仙道表鑑積達古館并等を見て知るへし然は大学も大和より来るに非す隣郷の安積内より来り此に住するならん石川郡中畠の上総介晴辰、永禄年中に此を攻取る、天正十八年、白川結城没落後廃城となる、晴辰は結城の家を継へき事を避て、中畠へ養子として小家を継ぎ、小田原陣へも義親に出て太閤へ謁し候へと進めたりし、謀もあり義も有たるにや、又義親の為に石川昭光へも手番し心を尽しぬ、水戸結城氏蔵

始末思慮之旨雖レ有レ之、地下人任二註言一、地下和之儀、昭光へ以二使申談候処、速預二挨拶一候、先以其用候、雖レ然毎事御味之旨共候間、太切之様躰、一昨九敵方へ既為二申越一候間、不レ及二是非一候、此所昭光へ申届度候間、一札を進候間、御造作只今泉へ被二相届一任入候、此上調儀之段、彼是追て可レ及二相談一候、恐々謹言、

追而、

昨如下及二回報一候上南面津之者被二討捕一、検被レ為二召登一候き、祝著候、

卯月十一日　　不説　花押

中畠上野守殿

一同村に陣ヶ岡舘・郷蔵地舘・和田ヶ舘・古舘・沢尻舘・小松舘等あり、舘主皆詳ならす按沢尻と石川一族住せしことあり一長坂村、小舘山の舘、安良勘解由なる人住す、羽太村大竜寺の由緒に長福寺殿大安吉竜と法号を云と也、此人年代事跡未詳、（中略）

一須乗村物見城、昔小針山城守頼広と云人住す、

（中略）

一滑津村舘、船尾山城守居す、天正十八年四月十八日落城す、其時地二万石余、白川郡両野出島・滑津・川東田・

二子塚・小田川・大田川・泉崎・松倉・蹈瀬・新城、石川郡沢井・赤羽・新屋敷・中野目・明岡・松崎・神田・中畑、外に川上・川下・千石は隠居領也とそ、

（中略）

一大和久村舘多賀谷左兵衛尉住す、結城の長臣に多賀谷氏あること、下総国結城にもあり、此城永禄年中に落城と云、石川岩瀬二郡の界なれば、須賀川の二階堂か、又は石川家の為に攻落されたるならんか、

一堤村薬師舘、角田伊賀守居る、紋は松皮菱なりとて、今も村の鎮守羽黒の社箱棟に松皮菱の紋つきあるなり、

解説　卯月十一日付不説（白川義親）書状は四七号文書と同一。

六八　白河古事考　巻之四

義顕

晴綱の子を義顕と云、治部大輔と云、和知美濃守と云家老と、一門頭小峯義親と

按するに、白河の事書伝たるもの、多く義親を以て晴綱の実子とし、白河の正統の様に云伝へ、仙台の白河上野の系図にも、義親を晴綱の嫡子の様に記し、前にも記したる相楽七郎右衛門系には、次男の様に記したり、此本文は秋田の白河七郎家に伝たる説にて、義親は白河別家の小峯氏とす、此説正説にて、外の説は義親白河を奪し後、本家を奪んことを諱て、自ら正統の様に言ひし成へし、今白河城下近辺にては、義親に帰服すと雖、小田川大田川踏瀬大和久辺は、後迄も義顕方にて、義親には服せず、義顕の正統なること、大和久村芳賀市郎右衛門の伝たる書物にも歴然たり、今に於て仙台の白河上野通行には、城下並に五ヶ村辺の旧家民間に落たる者目見に出、紋付の肩衣杯贈り物あり、白河七郎へは大田川大和久辺の百姓目見に出る、猶下に委く記す、

与して白河の城を乗取、義顕未た幼年故、郷士佐と云者を始、供して会津柳津へ行別当を頼み住し、其後別当の取扱にて白河へ戻り、今の小田川八幡山岩窪切木石の城に移居る　此事年月は詳ならされとも永禄年中のこと也会津旧事雑考なとの白河五郎の事記たるは此義顕を誤年月を記した　白河記には、此事を記て曰、爰に義親の近臣に佞人有て、君治部大輔殿を討取て、御安座可然と申ける、

由て田島信濃守を頼み、義顕を失候様申けるして義顕と義親といかゞの続いかゞの意趣有事も記さず然し詞の様を考るに何となく義顕は義親より尊き様なれば義顕は白河家にて義親は小峰なるへし又田島村清光寺位牌に大勢院殿法戦道閑大居士田島信濃守景久と有一に宝積院に作るこの人のことなら　田島畏て候とて義顕を討手立の様に偽り、郷忍柏木以下を呼寄、委く義親の憤を語り、彼等を付て義顕を落しける、義親田島に如何計ひたると尋けれは、義顕事何方へ落行候哉行方を失ひ候と申ける故、義親大に怒、早速信濃守を討取へしとて、大勢田島へ向ける、信濃守兼て期したることなれは、居城今土人りやうかい館と云是なり　に火を掛討死す、偖義顕は郷忍柏木を供として下野へ落、会津へ行柳津虚空蔵へ托し、暫く年月を送ける、然に天正十一年芦名盛氏虚空蔵へ参詣之事の由を聞、義顕に対面ありて、其後松本右近を以て佐藤大隅か方へ申越、和睦成て其年九月義顕白河へ帰住す　芦名家記に天正八年六月十七日盛氏卒すとあれは本文の天正十一年可疑　天正十八年大閤秀吉公白河家を断絶の節此事下に記す義顕並に其子治部左衛門朝綱幼名を竹千代と云　父子、大田川民間に潜り居る、家老始め譜代の者何れも田畠を作り、或は商を為し父子を養ひ、時を待しに義顕は死去今大田川に墓あり　大坂陣

白河記に本文の事を記

の節譜代の者大に悦ひ、白河家再興の時節到来と、騎馬七八騎歩卒五十人計集め、佐竹の陣を借り出陣せんとなせしに、朝綱病気にて其義不相叶、譜代の者力を落し、此度の時節を外しては、又箇様のことも有ましけれは、迚も長浪人も如何なればとて、秋田へ下り佐竹の臣とは成し也、佐竹の臣に和知善右衛門と申者、朝綱母方の舅にて有故に、扶持得居し善右衛門男子なきにより養子と成し也、其子久右衛門の時、寛文七年九月中、白河在住の者より、白河家伝証文へ訴状を添、苗字を結城と相改候様、佐竹の老臣へ願出しに依、和知を改白河と名乗、其節差出せし書付三通あり、内一通を記置　余二通大意同し

御本名之覚

幸便御座候間、乍憚致啓上候、先年は預貴札、難有拝見仕候、然は御先祖の由来、委御存知無御座候故、御覚にも御座候間、此方存之通万事委敷申様にと被仰下候、御生替申委御存知無御座候事、御尤に奉存候、此方存知之通あら〳〵書さし上申候、

一御先祖は結城七郎殿と申候、夫より段々打続き太平記之時分には、結城上野入道殿と申候、其より代々御名乗、

結城大蔵大輔殿、修理大夫殿、弾正少弼殿、三河守殿、左兵衛大夫義綱殿杯と申候、信長公之御時代は治綱と申候晴綱なるへし　治綱の御子七殿と申、此七様、貴様御親父治部左衛門様御為に御親父様に御座候て、白河の御城に被為成御座候、御幼少之時御一門頭小峯殿と申、御城下に被成御座候が、御家老の内心替致衆御座候て、彼小峯殿に白河の城を乗取れ申候、七殿御若輩に御座候故、郷土佐と申者其外御供にて会津の内やないすの別当御頼、忍被成御座候、其後彼別当御中取、白河へ御帰参奉為成、岩窪切木石と申御城移置申候、其頃七様を治部大輔様と申候、治部大輔様御方之者共内証仕、白河の城へ御本住為成可申と存企候処に、其刻太閤様より白河御たおし被成候故、皆散々御成被成候、然とも治部大輔様、其子治部左衛門様、其頃御幼少にて竹千代様と申時、御父子様共相伝の御主に御座候故、御代に出し申度存、御介抱仕さし置申候、御家老始御譜代の者共何れも田畑を作、或は商を仕り、治部大輔様、御父子共にはくゝみ申候、○右御父子様共に、此方に被成御座候内、治部大輔様には御他界被遊候、御普代之者共取置申、大田川之内へ御墓所と仕、于今御命日なとには御墓参仕候、

一御親父治部左衛門様には、大坂御陣の頃迄此方に被成御座候故、御譜代之者共大坂御陣之由風聞承候て、治部左衛門様へ申上候は、此度大坂御陣幸奉存候間、思召立可然之由申上候へは、然は佐竹様御主人に御頼申、御軍役に御供是非々々思召御座候故、御譜代之者共内談仕、騎馬七八騎相調、武者も少々為致御供可申と、早速相企申候処、御運之末歟、散々御病気御身に被為請、御歩行も御心に被為叶不申候故、何れも力落罷在申候へは、段々御平愈に候て被仰候は、此度之儀空敷候とも、年盛に有間、運之開時節又候可有候、牢人にては如何之間兎角佐竹様御国へ下り、如何様成共奉公申、運之時節可待と被仰候故御譜代之者共申上候も、右よりも佐竹様御心懸に御座候間、御下り御奉公をも被為成、如何様之儀も御座候はゝ、何時も有合候騎馬少々相調、是非共見継可申と、首尾仕御下りに御座候、其後は如何様成義も無御座候へは、空打過申す処に、其以後承候へは、他名御名乗被成御座候由、就其治部左衛門様へも御本名何卒被仰上、御名乗可然之由時々申上候へ共、御延慮被遊候内、

御果被成候へは不及是非奉存候、責ての御事に御譜代之者共、何れも御立日にも精進仕候、扨貴様御代に御本名計も御訴訟被成、御名乗被為成候様に仕度奉存候、左様にも御座候へは、明日いか様之儀御座候て御登於被成候、古治部左衛門様へ申合様には罷成間敷候へ共、乍去騎馬二三騎もつくのい相立、御供仕心計之御奉公をも相勤、御仕合も能御座候はゝ、若き者共も御座候へは御奉公に出し申、昔をも残し申度奉存候、御先代には随分御奉公をも仕候者之末々に御座候へは、如斯申上候、御先祖様より御譜代之者、方々処々に数多住居仕候へ共、相遠に御座候へは其心をも不存候、書面に印之通、乍恐奉捧連状候、恐惶謹言敬白

飯土用村

斑目八右衛門　同　伝兵衛　園部与兵衛
芳賀源右衛門　十文字　六之丞　熊田源左衛門
大越興左衛門

小田川村

辺見与一左衛門　鈴木与五右衛門　深谷仁兵衛
鈴木次右衛門　辺見次郎左衛門　亀井田喜左衛門

蹈瀬村

箭内五郎兵衛

大田川村

泉田長兵衛　窪木太郎兵衛　同　長右衛門
同　次郎兵衛　溝井宗右衛門　吉田雅楽之助
同　次郎右衛門　石井仁兵衛　同　庄右衛門
斎藤四郎左衛門　同　久兵衛　小針与次右衛門
木田七左衛門　同　金左衛門　須藤与次兵衛
渡部久三郎　斎藤与五右衛門　石井久左衛門
相楽多兵衛　斎藤徳右衛門

北平山村

鈴木次郎兵衛　吉田次右衛門

中畑新田村

木田長作　郷安右衛門

大田川村

押田太郎左衛門　同　平左衛門　同　平右衛門

唯今に至迄百姓町人を仕り、在奴為体住居仕候に付、何とそ御訴訟被成下、御本名計も為名申度と、御譜代之者共念願仕候、貴様御代に御本名をも御名乗不被成候へは、御本名は永捨、代替々々罷成候はゝ、主人の礼儀も失念有之所に、于今他名御名乗被為成候事、乍恐不可然義と奉存候、

何とそ被仰上御本名計も御名乗被成御座、明日に如何様の世乱も罷出候はゝ、荷鞍馬成共為乗奉り御供仕り随而之御奉公をも相勤、一度御代にも出し申候は、某式迄立身可仕と存候へば、全く身命を惜、不忠可仕とは不奉存候故、御譜代之者共乍恐奉捧愚書候、以上、

寛文七年未八月四日　　白河之内太田川御譜代之者共

進上　和知久左衛門様

解説　寛文七年（一六六七）白川和知氏譜代の臣で白河地方に帰農した者たち（中畑新田村の木田・郷がみえる）が、同氏の由緒を書上げた文書および、白川氏の系譜関係等にふれている。

六九　白河古事考　巻之六

一慶長五年景勝卿石田治部少輔に与せられし時の事を、東国太平記に、会津より白川迄十四里、其道二筋の内、南山口は殊に切所也、（中略）只今迄の白川海道簑沢口は（みの沢村は下野那須郡なり）左靱右靱と云大節所有て、関東の大軍一度に攻入事成かたし、兎角関東の御父子を、思の儘に白川表皮籠か原一城南へ引付ざるに於ては十分に勝を得難し、左靱右靱の山を切崩し、簑沢海道の往還を塞き夫より西二里許り堺の明神白坂の道を作り、関東の御勢を白川表皮籠原へ引入為、近辺の在々里々を焼払、山木竹木を切取、道を作り地をならし、三里四方一面に畳の上の如して待掛たり、白川城の西南へ引廻し、谷田川と云深沼あり、其長さ二里余り、其東南に皮籠原あり、夫より西方一里許に西原と云野あり、直江山城下知して、中畠の浪人（石川郡中畠村に中畠上野介と云結城の親族ありし其臣か）蕪木と云者、酒桶二千程取集めて、地と均く西原の野にならへ埋め、黒川郡是赤郡の字誤なり）より逢隈川を其上へ切流したるに水流野の上へ流れつゝ大河に臨か如し、皮籠原の東に関山と云松山あり、白川城下迄連りたり、此に中条越前守・長尾権四郎・山本寺庄蔵・大崎筑前守・長井丹後守・田原左衛門・色部長門守・黒川右衛門・斎藤下野守・千坂対馬・飯森摂津・小田切治部・長尾兵衛尉・村上国清・鳥山因幡守・竹股参河守・吉江中務・諏訪辺次郎右衛門・平賀志摩守・沼掃部を陣取せ、白川の城を丈夫に拵へ、安田上総介順易・島津左京進入道月下斎を大将として、人数四万之に属す、

七〇　結城白川系図　結城宗広事蹟顕彰会「結城宗広」所収

一一　義綱　白川左兵衛佐（大永二、十二、卅）〔書〕
門舟院　道海義綱〔群〕
某年七、朔死。諡門舟院殿義綱海公大居士〔化〕。

- 義親　小峰関七郎　白河「南」白河七郎
  斎号不説斎　法名月翁道雲
  小峰朝脩ノ後ヲ再興相続。天正三、宗家ニ叛ク。寛永三、二、十六死、年八十六。
  - 正成　藤巻家（甲州結城家）
    〔義里〕（義親ノ庶子）　初名義里
    藤巻七兵衛
    母ハ岩城氏。天正十八、甲州ニ走リ、後藤巻正休ノ嗣トナル。寛永十二正、七死。
  - 義綱　仙台白河家（血脈上ノ位置）
    （実ハ義名ノ子）
    白河忠三郎　称宮内大輔
    仙台藩勤仕。寛永十一、九、十六死。年四十八。
    - 義実　松千代　白河左京
      志摩
      承応二、三、五死。
- 義雄　柏木義胤ノ嗣
- 義名〔仙〕　陸前小峰家
  白河左近大夫
  - 義綱　義親ノ嗣
    別出
    - （義実）　別出
    - 朝景　（祖父義名ヲ嗣グ）
      忠三郎　半兵衛　佐渡
    - 朝清　湧谷白河家
      白河七郎左衛門
      数馬
      別家創設
      - 朝国

一二〔広〕
○○晴綱　白川左京大夫（天文十一、十、十九）〔書〕従五位下
初名晴広
晩年盲トナリ、天正元、頃死。

- 晴常　**石川中畠氏**（水戸結城・相楽遠祖）
（晴綱ノ妾腹ノ子）
母方石川中畠家ヲ嗣グ。
  - 晴辰　中畠上野介
    - 晴時（実ハ晴辰ノ弟）中畠大学助
後改限井氏
天正十八、十、十九討死、年廿一。
    - 晴倶　**相楽氏**
亀千代　相楽治左衛門
大学・法名西慶
石川中畠家家臣相楽氏ヲ嗣グ。
    - 定共　相楽七郎兵衛
  - 晴定　**水戸結城家**
初中畠覚左衛門
後称結城大内蔵
延宝八、徳川光圀ノ文書探訪。天和三、五、
水戸藩勤仕。後結城ヲ称ス。元禄十七、死。
    - 晴暎　初中畠光定
結城大内蔵
    - 晴久　美濃守
従五位下
    - 晴広（実ハ門奈直常二男）
数馬
    - 晴元　数馬
  - 貞隆（定次）　**相楽家**
七郎右衛門
一ニ定次
延宝八、徳川光圀ノ
文書探訪。
    - 貞陳　七郎右衛門
    - 貞焼（ママ）　七郎右衛門
    - 晴賢　孫左衛門
    - 貞清　七郎右衛門
    - 貞政　七之丞
  - 定時　**中畠家**
中畠藤左衛門
延宝八、徳川光圀ノ文書探訪。
……（**中畠家**
所在不明）

貞幹 相楽治左衛門 定征 七左衛門 七左衛門 初名新助 七左衛門 初名七蔵 相楽定友 現当主 **相楽家** （福島県須賀川町住）

晴輝 結城蔵之助 晴徳 （実ハ晴輝ノ弟） 数馬 朝道 寅寿 安政三、死罪 種徳 一万丸 安政五、牢死。 道家 （実ハ大森信成ノ十一男） 明治元、越後ニテ討死。

四郎 （実ハ伊東宗一郎ノ二男） 結城光雄 現当主 **水戸結城家** （日立市上町住）

一三 義顕 （晴綱ノ嫡子） 永禄十、生〔旧〕。七若丸 白川治部大輔 天正三、正、四小峰義親ノ叛ニヨリ白川城ヲ失フ。慶長十八、八、十九死、年四十七。

七一　中畠系図　相楽文書

（前略）

義綱
- 左兵衛佐号二門舟院道海一義綱一
  - 晴綱　左京大夫
    - 上野介、晴綱嫡子、以下後母愛二所生子一義親一
      - 晴常
        欲レ立レ之譲二小峯城一別居二堀内一、号二堀内殿一
        人、称其所居為上野曲輪、会石川郡中畠城主没
        無レ嗣、時常往領レ之、石川城主乃其母家、而中
        畠城属二石川一、其主石川氏之族、
      - 義親
        白河関七郎、法名不説、蘆名修理大夫平盛氏之
        婿、天正十八年豊臣秀吉卿撃滅二相州北条氏一、
        関東奥州諸将悉馳二小田原一属二幕下一、義親附二
        使者旗頭伊達正宗一、献二鷹馬一達二姓名一、政宗
        至二小田原一、為二秀吉一被二譴責一恐レ罪留二底倉
        山一、諭二使者一先還二白川一、而後以二鷹馬一為二
        已贈物一献レ之、未二始言一義親姓名一、及レ帰誘
        言二義親一曰、強陳二子之事一而無レ報、子姑退隠
        待二秀吉命一、義親不レ知レ所レ為退二居城西金勝
        寺一、既而秀吉赴二奥州一入二小峯城一、以二小峯一
        授二関兵衛尉一、依レ是義親遂為二浪人一、
      - 女子
        大関土佐守室
    - 晴辰
      上野介時更築二三城目一、跨有二両城一
    - 晴時
      称二大学一、実晴辰弟、養以為レ嗣、豊臣秀
      吉東征、義親棄二小峯城一而遁、以レ故晴時亦棄レ
      城去潜二於会津路馬尾滝一、以二鳥銃一狙二撃秀
      吉一不レ中、遂走、因変レ姓称二隈井後従二蒲生飛
      騨守一、興二新国上総介一共戦二死九戸一、葬二須賀
      川長松院一、法名大可院底叟道徹、

白河結城文書弐巻、其裔孫中畠覚左衛門晴定所蔵也、予素識二晴定一故、請二文書及系図等一備二于水戸公観覧一、公嘉二其相伝之久一編次装飾而還焉、晴定感二戴之一欲レ告二子孫一、請二予記一レ之、因記二其年月日一云、

（八年二月二十八日）

延宝庚申仲春念八日　　水戸府野伝誌

解説　この系図は義親を晴綱の子としているが、正しくは義綱の弟とすべきである。前号系図を参照。

晴俱　称二治左衛門一、幼名亀千代、中畠之畋、晴俱尚幼、家臣相楽孫右衛門抱隠二須賀川一、既長深思二孫右衛門育成之恩一、以二相楽一為レ氏、会津城主加藤左馬介以二其閥閲之胄而父晴時戦死一、着レ名賜レ禄為二郷士一、没葬二同郡来迎山一、法名融静院方誉西慶、

定共　称二七郎兵衛一、延宝八年十月没、葬二須賀川長松院一、法名不着禅随、

晴定　称二大蔵一、天和三年五月水戸侯以二其結城氏之嫡胤辟一、授二之俸一、因復二本姓一、致二老日一侯為レ賜号二苟室一、元禄十七年没、葬二江戸府浅草浄念寺一、法名松誉貞厳、

貞隆　称二七郎衛門一、居須賀川襲二定共一為二郷士一、貞享二年三月没、葬二長松院一、法名覚心浄円、

定時　称二七郎太夫一、号二若水一、不仕、宝永八年正月没、葬二三城目澄江寺一、法名江山若水、

2、舘城跡所在表

番号	名称	所在地	現況	備考
1	陣ヶ岡舘	矢吹町大字三城目字陣ヶ岡	山林	(考)・(記)に記あり
2	小松舘	〃　〃　字陣ヶ岡	田・宅地	(考)・(記)に記あり
3	古舘	〃　〃　字中沖	畑・宅地	(考)・(記)に記あり
4	郷蔵地舘	〃　〃　字三城目	宅地	(考)・(記)に記あり
5	タカナシ舘	〃　〃　字本城舘	畑	(考)・(記)に「鷹巣舘・城」とあり 須賀川市相楽家文書古絵図に「タカナシ舘」とあり
6	物見舘	〃　大字須乗字丸の内	山林・畑	(考)・(記)に記あり
7	和田ヶ舘	〃　大字三城目字白山	山林	(考)・(記)に記あり
8	堤舘	〃　大字堤字東堤	〃	
9	沢尻舘	〃　〃　字堤	〃	(考)・(記)に記あり
10	明新舘	〃　大字明新字明新下	〃	
11	西袴舘	〃　大字大畑字前久保	〃	沢尻舘の一部カ
12	国神舘	〃　大字中畑字国神	畑・山	48・4・1町史跡指定
13	観音山舘	〃　大字中畑字根宿	山林	須賀川市相楽家文書古絵図に記あり
14	袖ヶ舘	〃　大字矢吹字舘沢	〃	(記)に「袖ヶ城」とあり
15	大和久舘	〃　大字大和久字堰の上	〃	(考)に「大和久村舘」とあり

(註)備考中(考)＝白河古事考・(記)＝白河風土記

3、板碑供養塔所在表

番号	名称	所在地	地目	年代	高さ	備考
1	田内供養塔	矢吹町大字柿之内字子八清水	山林	不明	七〇	種子不明
2 1	山王供養塔	〃大字大和久字東の内	山林	〃	一五〇	三尊来迎浮彫
2 2	〃	〃	〃	〃	五〇	〃　中部分欠
3 1	阿弥陀湯供養塔	〃大字大和久字堀ノ上	堂内	〃	一一〇	三尊来迎浮彫通称阿弥陀様
3 2	〃	〃	〃	〃	一〇〇	〃　〃
3 3	〃	〃	〃	〃	八〇	種子𑖀𑖽𑖿　〃
4	井戸尻供養塔	〃大字大和久字井戸尻	境内	〃	九〇	種子𑖤𑖿　稲荷神社内
5	矢吹西宅地供養塔	〃大字矢吹字本町	宅地	〃	八二	種子𑖦𑖿　佐久間氏宅
6	物見舘供養塔	〃大字須乗字丸の内	山林	〃	六〇	種子𑖀𑖽𑖿
7	天道塚供養塔	〃大字須乗字丸の内	山林	〃	五〇	墨書種子力
8 A	西原供養塔	〃大字三城目字中丸	路傍	〃	五〇	種子𑖀𑖽𑖿　二折
9 B	西原供養塔	大字三城目字中丸	畑	〃	六〇	種子𑖀𑖽𑖿
10	三城目川原供養塔	〃大字三城目字陣ヶ岡	水田	〃	一〇〇	三尊浮彫
11 A－1	三城目古舘供養塔	〃大字三城目字中沖	畑	〃	四〇	種子不明
A－2	〃	〃	〃	〃	五〇	種子𑖨𑖿

	〃	A-3	〃	〃	〃	四〇	種子不明
	〃	A-4	〃	〃	〃	四〇	〃
	〃	A-5	〃	〃	〃	四〇	〃
	〃	A-6	〃	〃	〃	四〇	〃
	〃	A-7	〃	〃	〃	五〇	種子[梵字]
12	三城目古舘供養塔	B	〃	畑宅地	〃	一二五	種子[梵字]側部欠
13	根岸供養塔		〃 大字三城目字天開	路傍	〃	五五	種子[梵字]通称カゼヒキ地蔵
14	三城目下町供養塔		〃 大字三城目字三城目	水田	〃	七〇	種子[梵字]
15	三城目中町供養塔		〃 大字三城目字三城目	水田	延慶七カ	九〇	種子[梵字]
16	三城目向山供養塔	A	〃 大字三城目字天開	路傍	不明	九〇	種子不明
17	三城目向山供養塔	B	〃	宅地	〃	二〇	〃
18	澄江寺供養塔		〃 大字三城目字三城目	境内	不明	七三	三尊浮彫
19	三城目行屋供養塔		〃 大字三城目字三城目	山林	正和五	九〇	種子[梵字]
20	景政寺供養塔	A-1	〃 大字三城目字三城目	境内	不明	七〇	種子不明
	〃	A-2	〃	〃	〃	九〇	〃
	〃	A-3	〃	〃	〃	一〇〇	三尊線刻
	〃	A-4	〃	〃	元弘元・三	八六	種子不明
	〃	A-5	〃	〃	不明	八〇	〃
21	景政寺供養塔	B-1	〃	〃	〃	四〇	種子不明下部欠

番号	名称		所在地	地目	年代	高さ	備考
	景政寺供養塔	B－2	矢吹町大字三城目字三城目	境内	延元八	一〇〇	種子[illegible] 上部欠
	〃	B－3	〃	〃	不明	六〇	種子不明
	〃	B－4	〃	〃	〃	三〇	種子不明 上下欠
	〃	B－5	〃	〃	〃	五〇	〃 上下欠
22	景政寺供養塔	C	〃	〃	嘉禎二・六	九〇	仮名書集古十種により模刻
23	本城舘供養塔	A	〃 大字三城目字本城舘	宅地	嘉暦二・二	七五	種子不明上部欠小針致由宅
24	本城舘供養塔	B－1	〃	山林	応安七・八	一五〇	種子[illegible]
	〃	B－2	〃	〃	不明	一四〇	種子[illegible]
	〃	B－3	〃	畑	応永三三	一〇〇	種子[illegible]
	〃	B－4	〃	〃	元徳三	六〇	種子[illegible]
	〃	B－5	〃	路傍	不明	六〇	種子不明
25	堂ヶ作供養塔		〃 大字三城目字本城舘	山林	不明	七〇	種子不明
26	高保路供養塔		〃 大字三城目字白山	山林	〃	七〇	種子[illegible]
27	兵衛塚供養塔		〃 大字須乗字下宮崎	〃	〃	七〇	種子[illegible]
28	神田供養塔	A	〃 大字神田字神田東	境内	〃	九〇	種子[illegible] 自然石上部欠
29	神田供養塔	B－1	〃	水田	〃	三〇	種子不明
	〃	B－2	〃	〃	〃	二〇	〃
30	中野目塚原供養塔	1	〃 大字中野目字中野目東	宅地	嘉元三	一三六	三尊線刻円谷善人宅

	〃	2		〃	〃	不明	九〇	種子 [illegible]
31	中野目天王屋敷供養塔	1	〃	大字中野目字中野目西	山林	不明	八五	三尊線刻
	〃	2		〃	〃	〃	八〇	種子 [illegible]
32	中野目屋敷下供養塔		〃	大字中野目字中野目西	水田	〃	一〇〇	三尊浮彫
33	明新供養塔	A	〃	大字明新字明新下	墓地	弘長四	一五〇	種子 [illegible]
34	明新供養塔	B-1	〃	大字明新字明新上	〃	不明	七〇	
	〃	B-2		〃	〃		〃	
	〃	B-3		〃	〃		〃	
	〃	B-4		〃	〃		〃	
35	堤中屋敷供養塔	A	〃	大字堤字堤	宅地	不明	六五	種子 [illegible]
36	堤中屋敷供養塔	B-1			〃	〃	一二〇	種子 [illegible]
	〃	B-2			〃	〃	三〇	種子不明　下部欠
	〃	B-3			〃	〃	八五	種子 [illegible]
37	堤天子様供養塔	1	〃	大字堤字堤	山林	〃	七五	種子不明　下部欠
	〃	2			〃	〃	一〇〇	種子 [illegible]
	〃	3			〃	〃	三〇	種子不明
38	大畑古屋敷供養塔		〃	大字大畑字上の前	水田	〃	八〇	種子 [illegible]
39	大畑供養塔	A-1	〃	大字大畑字住吉	山林	〃	一二〇	三尊種子 [illegible]
	〃	A-2		〃	〃	〃	八〇	種子 [illegible]　三角形

番号	名称		所在地	地目	年代	高さ	備考
40	大畑供養塔	B	矢吹町大字大畑字住吉	山林	不明	六七	種子不明
41	大畑地蔵尊供養塔		〃 大字大畑字住吉	〃	元享二・一	一四〇	種子[illegible]
42	寺内天王山供養塔	1	〃 大字中畑字寺内	境内	不明	八五	種子[illegible]
	〃	2	〃	〃	貞和六・二	七〇	種子[illegible]
	〃	3	〃	〃	貞和六・二	〃	種子[illegible]
	〃	4	〃	〃	永和二・八	〃	種子[illegible]
	〃	5	〃	〃	不明	〃	種子不明
	〃	6	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	7	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	8	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	9	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	10	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	11	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	12	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	13	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	14	〃	〃	〃	〃	〃
43	寺内壇山供養塔	1	〃 大字中畑字寺内西	境内	不明	六〇	種子不明 上部欠
	〃	2	〃	〃	〃	四〇	種子[illegible] 上部・下部欠

44	寺内阿弥陀堂供養塔	1	〃	大字中畑字寺内東	堂内	弘長元・八	一九八	三尊種子 [illegible]
	〃	2	〃	〃	〃	不明	三〇	種子不明
45	寺内供養塔	1	〃	大字中畑字寺内東	畑	不明	八〇	種子不明
	〃	2	〃	〃	〃	〃	七〇	種子[illegible]
	〃	3	〃	〃	〃	貞和二・二	七〇	種子不明
46	平鉢供養塔	A－1	〃	大字中畑字平鉢	路傍	延元四	九〇	種子[illegible]
	〃	A－2	〃	〃	〃	延元四	七〇	複碑
47	平鉢供養塔	B－1	〃	〃	墓地	不明	六〇	種子[illegible]
	〃	B－2	〃	〃	〃	〃	五〇	欠損ひどく不明
48	平鉢地蔵供養塔		〃	大字中畑字平鉢	宅地	〃	六〇	種子[illegible]
49	大久保稲荷供養塔	1	〃	大字中畑字大久保	畑	〃	七〇	種子[illegible]
	〃	2	〃	〃	〃	〃	五〇	種子不明
50	松房供養塔		〃	大字中畑字松房	山林	〃	七〇	種子[illegible]
51	北原経塚供養塔	1	〃	大字中畑字根宿	山林	〃	六〇	種子不明
	〃	2		〃	〃	〃	〃	〃
52	原宿大日堂供養塔		〃	大字中畑字中畑	堂内	〃	九〇	種子[illegible]朱書
53	原宿阿弥陀供養塔		〃	大字中畑字中畑	祠内	〃	五〇	種子不明欠損ひどい
54	越中山供養塔		〃	大字中畑字国神	山林	〃	七〇	種子不明
55	寺山供養塔		〃	大字松倉字清水塚	山林	〃	七〇	種子不明
56	七軒供養塔		〃	大字松倉字松倉	山林	〃	七〇	種子[illegible]

4　城・館，板碑所在図

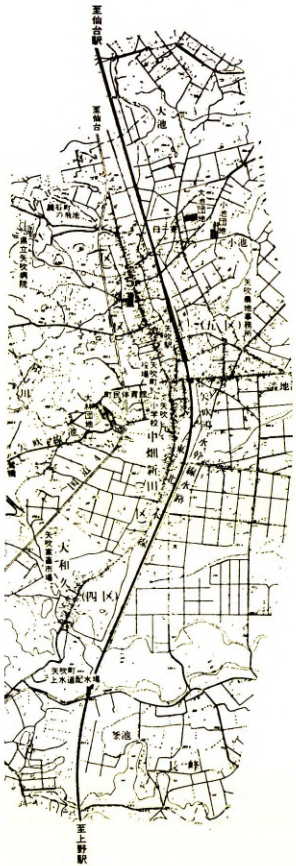

■——館城跡
▮——板碑供養塔
（番号は所在表による）

1

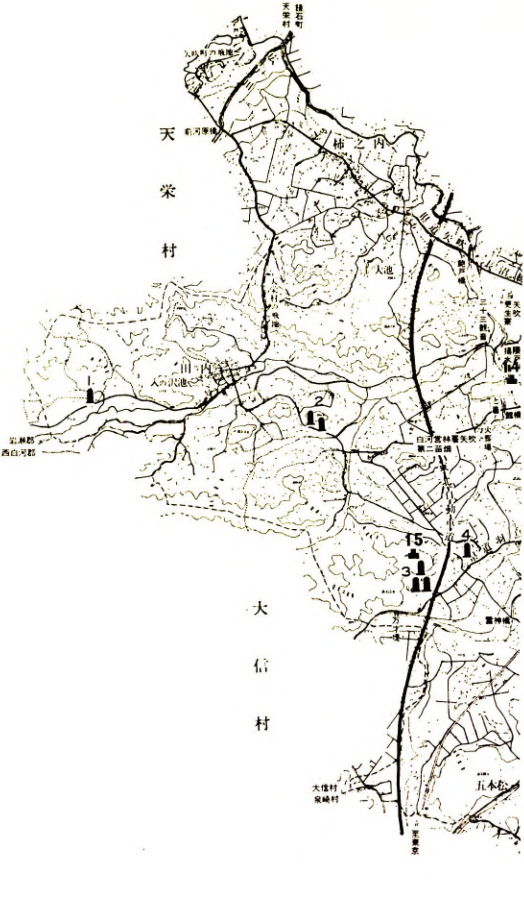
天栄村
大信村
柿之内
大池
岩瀬郡
西白河郡
白河営林署矢吹
第二苗畑
五本松
大信村
泉崎村
至東京
1
2
3
4
14
15

2

波柳池
西原
南原
須乗新川
荒池
（六区）
白河営林署矢吹第一苗畑
矢吹原経営伝習農場
沢尻
8
9
25
26
23
24
20
16
13
14
22
5
6
7
27

3

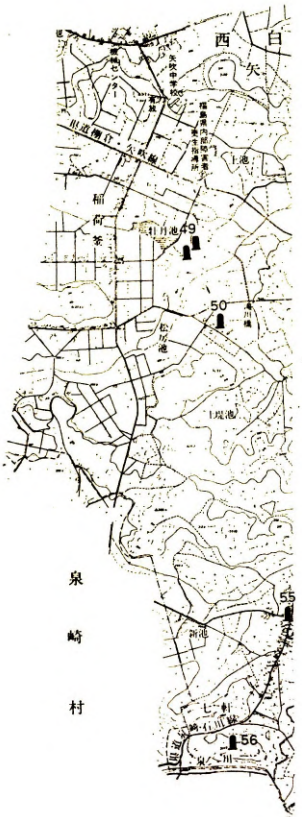
西
白
矢
矢吹中学校
福島県内部陸軍衛生部隊
上池
稲
荷
釜
49
50
松房池
上堤池
泉
崎
村
55
新池
56

5、金石文（石造供養塔婆）

一　景政寺供養塔C銘（三城目字三城目景政寺境内）所在番号22

クハンレアフシハ
ウ　カテイニ子
ンヒノエサル　カキヌ
レクタウハウ
六月二十六日

解説　『集古十種』による、原碑を失い現存のものは模刻である。年紀は「嘉禎二年丙申」（一二三六）であり、原碑が確認されれば、本県最古の供養塔に属する、仮名書も珍らしい。

二　寺内阿弥陀堂供養塔I銘（中畑字寺内東・阿弥陀堂）所在番号44

弘長元年八月廿二日

解説　種子（梵子）の阿弥陀如来と、脇侍の （サ・勢至） （サク・観音）を示した塔婆で、矢吹町にはこれだけで早い時期に属するものである。

三　明新供養塔A銘（明新字明新下）所在番号33

右志者為信心□塔（尼）
時正　敬
弘長二年大才甲子弐月□日
第六番白
起立所願成就也
孝子

解説　種子、願文の明瞭であること、明新の当時の古舘、交通路と舟運・村落を知るものとして重要である。

四　中野目塚原供養塔1銘（中野目字中野目東）所在番号30

（阿弥陀如来線刻）

（蓮座）レンザ

（蓮座）レンザ

嘉元乙巳三年

解説　関東地方に流行した型式で、主尊座像型式の玉川村長慶寺塔婆と違い、立像型式であることなど、時期的な相違が見られるが、紀年銘を持つことは価値を大きくしている。

五　三城目中町供養塔銘（三城目字三城目）所在番号15

　延慶［七］（カ）年

六　三城目行屋供養塔銘（三城目字三城目）所在番号19

　正和五年

七　大畑地蔵尊供養塔銘（大畑字住吉）所在番号41

　元享二壬戌年一月

八　本城舘供養塔A銘（三城目字本城舘）所在番号23

（上部欠失）　嘉暦二年二月時正

九　本城舘供養塔B―4銘（三城目字本城舘）所在番号24

　□徳三年十月　日

（元徳三年か）

一〇　景政寺供養塔A―4銘（三城目字三城目景政寺）所在番号20

元弘元年三月

一一　景政寺供養塔B―2銘（三城目字三城目景政寺）所在番号21

　延元癸未八年

一二　平鉢供養塔A―1銘（中畑字平鉢）所在番号46

　延元二二（四）季己卯十一月三日

一三　寺内供養塔3銘（中畑字寺内東）所在番号45

貞和二年二□
（二月カ）

一四　寺内天王山供養塔2銘（中畑字寺内）所在番号42

貞和六年大歳
庚寅二月十八日

一五　寺内天王山供養塔3銘（中畑字寺内）所在番号42

大歳
貞和六年二月十八日
庚寅

一六　本城舘供養塔B―1銘（三城目字本城舘）所在番号24

八月　　敬
応安七年　白
廿五日

一七　寺内天王山供養塔4銘（中畑字寺内）所在番号42

永和二年丙
辰八月三日

一八　本城舘供養塔B―3銘（三城目字本城舘）所在番号24

（為）　（神）
□崇道□門
三十三年忌（辰）□
応永三十三

解説　矢吹町の石造供養塔婆

矢吹の町なか、どこにでも見い出せる石造供養塔婆は、いまだ知られない中世における矢吹町の歴史を秘めている。

石造供養塔婆は、武家政権として鎌倉幕府が関東に開かれ、関東武士団が、全国の所領支配に移った頃から、南北朝の動乱をはさみ、室町時代まで全国的に立てられ、そして消滅した供養塔婆で、中世とよばれる時代だけ存在した、特異な石造供養塔婆である。関東と境を接した本県内には、鎌倉幕府と親近していた結城・石川・二階堂・伊東・安達・伊達の諸氏所領の地域があった。すなわち阿武隈川流域と、阿武隈川と合流する河川沿岸部には、そのためか関東の風習である数多くの石造供養塔婆が立てられた。ことに幕府側近であった須賀川二階堂、安積伊東両氏の所領内・縁族であった石川氏の所領内には、時代のさかのぼるものが多い。矢吹町は石川氏の所領とされていたため時代の影響をうけ、石造供養塔婆の分布も阿武隈川沿岸部に集中して、隈戸川沿岸部は少ないことに気付く。当時の支配関係、所領などの一端を示し鎌倉

文化に直結していたことを明らかにしている。

矢吹町の石造供養塔婆は、安山岩質熔結凝灰岩を用材とし、頭部を三角型とし正面、左右より寄棟状に加工、その下部にはV型に二条の切込を彫りつけた額部、額部を突き出すようにつくり出し顎部をもたせ、その下を大きく平らに加工された身部、その下方には身部より突き出した顎部とほぼ同じ厚さの基部の造り出しがあり、それぞれの左右角部がていねいに面取り加工されている。供養塔婆の背面は切り出した粗加工のみで鑿（のみ）痕も大きくけずられ、なかには内剝（く）り状に彫りくぼめたものも見うけられる。石造供養塔婆は、もともと台石などの施設がなく、土中に砂利、粘土などによる根固めで立てられた。大きく平にした身部には、仏を現わす種子を大きく刻み、その下に年月日、造立趣旨、偈文（げぶん）、経文などが刻まれるのが普通で、石造供養塔婆には、この外に浮彫り阿弥陀三尊来迎塔婆、曼陀（荼）羅供養塔婆など、造立者の信仰、時代の風潮により数多くのものがつくられた。

石造供養塔婆の盛んな造立は、鎌倉仏教に見られるように仏教が広く庶民のなかに浸透し、仏法僧の造塔供養観をそれまでの寺院の五重、三重の塔の奥の薄暗い所から、貴族など一部の選ばれた人々の手から、自然のなかに、庶民のなかに仏を現わしたことである。手近に得られる石を加工し、種子（仏）を正面に路傍に立て、誰でも供養することが出来る、そして仏の慈悲と功徳をうけることが得られるという時代信仰と、一般庶民が、仏にたよらねば生きることに苦しんだ社会面をのぞかせてもいる。石造供養塔婆をよく見ると、粗放でありながら、堂々と細心丁重な石材の美を見事に引きだした工芸技術、身部には剛健な種子のはけ書、鋭く深く浅く彫りこまれた薬研（やげん）彫りの手法、同じ彫りではあるが紀年銘、偈文、願文には優美流麗にして、典雅な宋朝風筆法など、どの部分を取り上げても造立された当時の仏教文化と地域文化を語っている。

石造供養塔婆は、親子兄弟など死者の追善供養。生きているうちに行う逆修供養が主であって、墓標に使われることは少い。矢吹町には有銘、無銘の供養塔婆が約一一〇余基ほど確認出来る。この外にまだまだ道の下に埋められたり、小川や田畝の橋にされたり、みな口石に使われているもの、藪のなかで未発見のものなど実際量は増加することが考えられる石造供養塔婆の密集地域としては、須賀川市、郡山市につぎ量では、石川町の確認量一二五基余とともに県内最高でありそのことは矢吹町が鎌倉時代から、南北朝時代、室町時代に及ぶ時代には、さかんに当時の新しい文化を受容出来た地域として、栄えていたことを証明している。

信仰内容は、種子の明らかなものより見ると𑖮𑖿𑖨（キリーク・阿弥陀如来）がもっとも多い、平安時代中期以降に弘通（ぐつう）（仏道が弘く世に行われること）した阿弥陀信仰、地獄極楽の浄土思想が、仏説の末法観と同じような時代相に反映して、鎌倉時代により一般に浸透する。これらを弘めた天台宗の常行念仏聖、真言宗の念仏聖などの行者が全国に遊行、信者を増して教いを伝えたため、天台、真言両派ともに石造供養塔婆の主尊とすることが多かった。つぎは𑖀（ア・胎蔵界大日

如来）、𑖀（バン・金剛界大日如来）、𑖦（アーンク・胎蔵界大日如来）の真言宗の本尊仏である大日如来を表示する供養塔婆が多い中世矢吹町では、中畑観音堂、松倉宝蔵院、三城目城見寺など真言宗寺院が多いことに合致する。天台宗では三城目景政寺の大きな影響も見逃がせない。鎌倉仏教の新しい曹洞宗が南北朝時代になり、ようやく浸透して来たが禅宗系のものは全然立てられていない。この頃には禅宗が定着していない歴史を示す。石造供養塔婆の形状は、頭部山型で二条の切込、額と顎をもち、基台を持つ形は全国的に見て遠く九州の国東半島と、北関東地方、新潟、山形、秋田の日本海沿岸に見られるもので、県内では郡山市までであるという特殊な分布圏をもつ形状である。

偈文、願文では三城目景政寺の嘉禎二年の供養塔婆が有名である。すでに「集古十種」で知られている、この拓本によれば難解な磨滅塔婆で意味不明であるが、「願主阿仏房」「講主求道房」と読めるが如何なものであろう。この供養塔を造立の嘉禎二年（一二三六）から以降、応永三三年（一四二六）まで一九〇年にわたり、供養塔婆が残されている。明新にある弘長四年（一二六四）のものは亡母供養のために、春彼岸六日目に子供が立てたものであることが刻まれている。弘長元年（一二六一）寺内阿弥陀堂供養塔婆は、宥海法印の遷化の日を知るものとして伝説が語られている。この供養塔婆は種子三尊が彫られている阿弥陀、勢至（𑖮・サ）観音（𑖪・サク）で、阿弥陀如来の浄土信仰が示されている。阿弥陀三尊来迎の姿を供養塔婆に浮彫りで彫刻する手法は、須賀川市と郡山市を中心に出現したもので、全国では見い出せない供養塔婆である。三尊仏の構図には正面、左向きがあり、立像で観音、勢至の二仏は膝をわずかに曲げて合掌、蓮台をささげている親しみある姿を刻んでいる。大和久東ノ内、阿弥陀湯・三城目川原・行屋・三城目澄江寺・中野目屋敷下に立てられている、極楽浄土に迎えられることを念じ、石に彫刻した意図は、清浄平和な世界にあこがれを強くした当時の世のなかに生きねばならなかった、一般の人々の切ない願いでもあった。西方浄土より阿弥陀如来に摂取されることを画いたと伝わる、恵心僧都の山越来迎図、または法然上人絵巻などには、二十五菩薩をはじめ、多くの聖衆、飛天を伴う図が流布していたなかで、石の面に阿弥陀如来と観音、勢至の三尊仏のみを単刀直入に表現した造形感覚はすばらしいといわねばならない。岩瀬郡と安積郡を中心として、周辺に波及した、これら浮彫阿弥陀三尊来迎供養塔婆と、その表現を異にする三尊供養塔婆が、中野目円谷宅、景政寺に見られる。主尊、または三尊を線彫りで刻み、あるいは脇侍を種子で現わす形式である。この種類の手法は早くから関東地方に流行した形で、県内では石川町だけに限られている。石川氏と鎌倉幕府の結びつき、石川氏の勢力圏内の矢吹町の中世資料として興味深い。

供養塔婆の年号を見ると、南北朝時代のものに元弘・延元銘のものがあり争乱における矢吹地方勢力の動向などの一端が示されている。石造供養塔婆は、中世文書資料のほとんど残らない当時の農村経済、交通路、寺院による仏教文化、信

仰形態、工芸技術、中世地方豪族の動向、錨の消長などを示すもので、然えないし、重量物であるために原位置の移動が少く、中世の政治・経済・文化を知るために貴重な価値を持っているものである。

矢吹町における中世史解明に、石造供養塔婆の究明を忘れては不可能である。

（田中正能）

（参考）

（キリーク）阿弥陀如来

（サ）観音菩薩

（サク）勢至菩薩

（バク）釈迦如来

（アン）普賢菩薩

（マン）文殊菩薩

（ベイ）薬師如来

（ア）日光菩薩

（シャ）月光菩薩

（バン）金剛界大日如来

（バーンク）金剛界大日如来（五点具足）

（ア）胎蔵界大日如来

（アーンク）胎蔵界大日如来（五点具足）

（キャ）十一面観音

（タラーク）虚空蔵菩薩

（ユ）弥勒菩薩

（カ）地蔵菩薩

（カーン）（カーンマン）不動明王

（キャ、カ、ラ、バ、ア）五大の種子、空風火水地（又、大日直言の一種）

（ア、ビ、ラ、ウーン、ケン）胎蔵界大日如来の直言

（ア宝幢、アー開敷華王、アン無量寿、アク天鼓雷音）胎蔵界四仏

（ウーン阿閦、タラーク宝生、キリーク弥陀、アク不空成就）金剛界四仏

第三編　中世解説

第三編中世には、根本史料としての古文書とあわせて、信頼すべき記録・編纂物を収録した。これとあわせて、重要な系図を収めた。収録の原則は矢吹地方に深く関係するものということであり、矢吹に居住する人々の矢吹以外の地における活動等に関する資料をも対象とした。

第三編に収めた七〇余の資料のうち、**四八・五八**が矢吹町の内に所在するものであるのを除き、他はすべて矢吹町以外の地に所在するものである。このように中世資料の町内における所在が極めて少ないのは、この地方の中世の領主であった屋葺（矢吹）・中畠両氏、またそれらを従えてこの地方に勢力を張った石川・結城両氏が、豊臣秀吉の「奥羽仕置」の結果、矢吹地方あるいは石川・白河地方から去り、これに伴ってそれらの文書もまた移り去ったためである。つぎに、収録文書群の主要なものに簡単にふれておく。

秋田藩家蔵文書　秋田県立秋田図書館蔵。秋田藩主佐竹氏が宝永七年（一七一〇）のころ藩士らの伝来文書を借り上げて筆写した古文書集成。藩士・陪臣および庶民、約五〇〇家の文書を収める。佐竹氏は中世末期に岩城・白川・会津芦名などの諸氏を事実上服属させ、南奥州に大きな勢力を扶植していたので本文書には福島県関係の岩城・白川・赤坂その他の多くの諸家文書が含まれている。

結城古文書写　国会図書館蔵。正保・慶安（一六四四～五一）のころ、当時の白河藩主榊原氏によって作成された当時の白河地方所在結城関係古文書の写本（結城錦一『結城宗広』）。

結城文書　浦和市結城錦一氏蔵。中世白河の領主結城白川氏は、近世には佐竹・伊達両家の臣として、秋田と仙台とにわかれることとなった。本文書は秋田白川家に伝来した文書で、その子孫に所蔵されているもの。

楓軒文書纂白河証古文書　国立公文書館内閣文庫蔵。楓軒文書纂は水戸藩士小宮山昌秀（楓軒）が編纂した文書集。白河証古書はそれに収められているが、これは白河藩士広瀬典が藩主松平氏の命により白河関係の古文書を調査編纂したものである。

角田石川文書　宮城県図書館蔵。中世石川郡（石川庄）の領主石川氏は、昭光の代に伊達家の臣となり、近世を通じ角田二万一千石を領した。本文書は石川氏の伝来文書。

川辺八幡神社文書　石川郡玉川村川辺八幡神社蔵。石川氏の氏神である河辺八幡神社に伝来する文書。

結城神社文書　津市結城神社蔵。本来は仙台白河家の伝来文書であったが、明治期に結城神社に寄贈されたもの。

白河古事考　広瀬典が文政元年（一八一八）白河藩主松平氏の命のもとに編纂した史書で、古文書類を収める。『福島県史料集成』第一巻（一九五二年）所収。

熱海白川文書　仙台白河家に伝来した文書は、明治に入って分散し、古川町熱海孫十郎、仙台市遠藤敬止氏その他の所蔵となった。本文書は熱海氏の手に帰したものであるが、現在の所在は確認できない。

首藤石川文書　石川郡玉川村の首藤家に伝来した石川氏関係文書。

（小林清治）